

第1章
総則

則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第2章 災害予防計画

< 目 次 >

第1章 総則

第1節 災害リアリズムの徹底と減災マネジメント	1
-------------------------	---

第1 災害リアリズムの徹底	1
---------------	---

第2 減災マネジメント	1
-------------	---

第2節 災害応急対策に係る備えの充実	3
--------------------	---

第1款 組織体制の整備	3
-------------	---

第2款 研修、訓練	5
-----------	---

第1 研修	5
-------	---

第2 防災訓練	5
---------	---

第3 防災知識の周知徹底	7
--------------	---

第3款 相互応援体制の確立	9
---------------	---

第1 自治体間の相互応援体制の強化研修	9
---------------------	---

第2 民間事業者との応援協定の締結	9
-------------------	---

第3 その他関係機関との連携強化	9
------------------	---

第4 応援・受援体制の整備	9
---------------	---

第5 応援体制の整備	12
------------	----

第4款 災害対策拠点の整備・運用	13
------------------	----

第5款 情報通信機器・設備の整備・運用	15
---------------------	----

第1 防災行政無線の整備等	15
---------------	----

第2 フェニックス防災システムの運用	15
--------------------	----

第3 兵庫県衛星通信ネットワークの活用	15
---------------------	----

第4 災害時非常通信体制の充実強化	15
-------------------	----

第5 非常用特設公衆電話の活用	16
-----------------	----

第6 情報収集・伝達体制の強化	16
-----------------	----

第6款 防災拠点の整備	18
-------------	----

第1 広域防災拠点と地域防災拠点の活用	18
---------------------	----

第2 物資集積拠点の指定・活用	18
-----------------	----

第3 広域防災拠点、広域輸送拠点との連携	19
----------------------	----

第4 地区防災拠点	19
-----------	----

第5 防災公園	21
---------	----

第7款 火災予防対策の推進	22
---------------	----

第1 出火防止・初期消火体制の整備	22
-------------------	----

第2 消防力の充実・強化	23
--------------	----

第8款 防災資機材の整備	26
--------------	----

第1 自主防災組織等資機材	26
---------------	----

第2 救出資機材	26
----------	----

第3 水防資機材	26
----------	----

第9款 災害救急医療システムの整備	27
-------------------	----

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第1 災害拠点病院等の整備	27
第2 医薬品等の確保	27
第3 住民に対する啓発	27
第4 災害医療体制等の整備	27
第10款 緊急輸送体制の整備	28
第1 緊急輸送道路ネットワークの設定	28
第2 緊急交通路の確保	28
第3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用	28
第4 広域輸送拠点との連携確保	28
第11款 避難対策の充実	29
第1 避難対策の充実	29
第2 「マイ避難カード」の普及による市民の避難意識の向上	29
第3 避難場所等の指定	29
第4 避難所管理運営組織の整備	31
第5 指定避難所自主運営体制の構築	31
第6 避難所開設・運営マニュアルの作成、訓練	32
第7 施設、設備の環境整備	32
第8 避難所等の市民等への周知	33
第9 感染症に対応した適切な避難対策	33
第10 広域避難及び広域一時滞在への対応	33
第11 留意事項	34
第12款 備蓄体制等の整備	35
第1 基本方針	35
第2 食料	35
第3 生活必需物資	37
第4 衛生物資	37
第5 応急給水	38
第13款 住宅対策の充実	40
第1 兵庫県住宅再建共済（フェニックス共済）制度への加入促進	40
第2 被災建築物応急危険度判定体制の整備	40
第3 被災宅地危険度判定体制の整備	40
第4 家屋被害認定士の育成	41
第14款 要配慮者支援対策の強化	43
第1 要配慮者の避難支援体制の確保	43
第2 社会福祉施設等の整備	44
第3 避難行動要支援者関連施設への対応	46
第15款 災害廃棄物処理体制の整備	47
第16款 災害ボランティア活動の支援体制の整備	50
第1 災害ボランティア活動の支援体制の整備	50
第2 「災害時ボランティア活動の支援マニュアル」の充実	50

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3 受入体制	50
第4 ボランティア活動の支援拠点の確保	50
第5 災害ボランティア活動の環境整備	51
第6 資機材等の確保等	51
第7 防災士組織との連携	51
第17款 水防対策の充実	52
第1 水防訓練の充実	52
第2 浸水想定区域における避難確保措置及び住民への周知	52
第3 避難確保計画の作成指導等	53
第4 その他の対策	54
第18款 土砂災害対策の充実	55
第1 土砂災害による被害を防止するための対策	55
第2 防災意識の高揚を図るための対策	55
第19款 津波・高潮対策の充実	57
第1 津波対策の考え方	57
第2 防潮堤等海岸施設の整備方針	57
第3 津波警報等、避難情報の情報伝達体制の整備	58
第4 津波監視体制等の確立	58
第5 避難対策の推進	58
第6 住民への啓発活動等の実施	59
第20款 地区の孤立に備えた対策の推進	61
第21款 業務継続計画の策定	63
第3節 地域防災・減災力の向上	64
第1款 地域力の充実	64
第2款 防災・減災に関する学習等の充実	65
第1 住民に対する防災・減災思想の普及	65
第2 住民に対する防災・減災知識の普及	65
第3 関係機関の職員が習熟すべき事項	66
第4 災害対策要員の防災・減災力の確保	67
第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育	67
第6 学校における防災・減災教育	68
第3款 自主防災組織の強化	70
第1 方針	70
第2 活動	70
第3 育成強化対策	72
第4款 企業等の地域防災活動への参画促進	73
第1 企業の平常時対策	73
第2 災害時に企業が果たす役割	73
第3 事業所の自衛消防組織	73
第5款 地区防災計画の策定	75

第1 地区防災計画の目的	75
第2 地区防災計画の内容	75
第3 計画提案の手続き	75
第4 地区防災計画策定に当たっての留意点	76
第4節 減災のための防災基盤の整備	78
第1款 都市の防災構造の強化	78
第1 災害にひるまないまちづくりの推進	78
第2 地域特性を踏まえたまちづくり	78
第3 都市整備の推進	78
第4 施設の整備	78
第2款 建築物等の耐震性の確保	80
第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進	80
第2 公共施設等の耐震化	80
第3 一般建築物耐震化の促進	80
第4 建築物の耐震性強化の普及啓発	81
第5 落下等の防止対策	82
第3款 水害防止施設等の整備	83
第1 河川施設の整備	83
第2 内水の排除対策の推進	83
第3 海岸、港湾、漁港施設の整備	83
第4 ため池施設の整備	84
第4款 地盤災害の防止施設等の整備	85
第1 砂防・地すべり・急傾斜地崩壊対策設備の整備	85
第2 治山施設・土地改良施設の整備	85
第3 宅地造成、特定盛土等規制法に基づく区域等の規制	85
第4 災害危険区域対策の実施	86
第5 地盤沈下対策の実施	86
第5款 交通関係施設の整備	87
第1 道路・鉄道・港湾等の整備	87
第2 空港・臨時ヘリポートの整備	87
第6款 ライフライン関係施設の整備	88
第1 電力施設の整備等	88
第2 ガス施設の整備等	90
第3 電気通信施設の整備等	90
第4 水道施設の整備等	91
第5 下水道施設の整備等	92
第6 重要施設の防災対策	93
第5節 災害文化の伝承	94
第1 災害記録の収集・保存	94
第2 災害の経験・教訓等の伝承	94

第1章
総 則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第1章 総則	第3 調査・研究..... 94 第6節 その他の災害予防対策..... 95 第1款 雪害予防対策の充実..... 95 第1 道路除雪対策..... 95 第2 雪崩対策..... 95 第3 雪崩危険箇所の把握と広報..... 95 第2款 危険物等事故予防対策の充実..... 96 第1 危険物の保安対策の実施..... 96 第2 高圧ガスの保安対策の実施..... 97 第3 毒物・劇物の保安対策の実施..... 98 第3款 大規模事故災害予防対策の充実..... 99 第1 交通の安全確保..... 99 第2 災害応急活動体制の整備..... 99 第3 捜索・救急・救助・医療及び消火活動への備え..... 100 第4 緊急輸送活動等への備え..... 101 第5 雑踏事故の予防..... 102 第4款 原子力等事故災害予防対策の充実..... 105 第1 原子力災害関連情報の収集及び伝達手段の整備..... 105 第2 環境放射線モニタリング情報の収集体制の整備..... 105 第3 放射線等に関する知識等の習得及び普及・啓発..... 105 第4 広域的避難者の受入れ体制の整備..... 106 第5款 海上災害予防対策の充実..... 108 第1 活動・連携体制の整備..... 108 第2 情報の収集・伝達体制の整備..... 108 第3 海上交通の安全性の確保..... 108 第4 災害応急対策への備えの充実..... 108 第5 研修・訓練の実施..... 110
第2章 災害予防	
第3章 風水害応急	
第4章 地震・津波災害応急	
第5章 雪害・大規模事故等災害応急	
第6章 災害復旧・復興	

第1節 災害リアリズムの徹底と減災マネジメント

担 当	市	各部
	関係機関	各機関
	関係団体	各団体、住民、区・自主防災組織、地域コミュニティ組織、事業所

第1 災害リアリズムの徹底

防災ビジョンの根幹である災害リアリズムの徹底は、防災施策を実践するための根幹であり、市及び関係機関の職員はもとより、住民、区・自主防災組織、地域コミュニティ組織、事業所等、全ての主体が、災害リアリズムに徹することが必要となる。

このため、学習会や出前講座、防災に関する意見交換等の場で相互に対話を行い、災害リアリズムに沿った行動に対し理解を深めていくこととする。

- (1) 市（各部）は、「防災・減災」をテーマとした事業を定期的を開催する。
- (2) 市（各部）は、メモリアル防災・減災授業等において、災害リアリズム教育を行う。
- (3) 市（本部事務局）は、市広報紙等を活用し、災害リアリズムの広報を行う。
- (4) 住民は、公助に依存しない自助・共助により自らの生命及び財産の被害を最小限に止めるため、その備えについて、家庭や自主防災活動等を通じて実践する。
- (5) 市（各部）及び関係機関の職員、区・自主防災組織、地域コミュニティ組織、事業所の従業員は、上位者の指示、マニュアルに基づき、自らの知識・経験、体力、人脈等を用いることにより、組織やコミュニティの災害対応能力を最大限に発揮するよう努める。

第2 減災マネジメント

本計画及びこれに基づいて実施する個別対策は、理想論を排し、災害リアリズムのもとで対策を論じ、想像力を働かせるとともに減災効果を考慮の上、次の行動に反映させるものとする。

- (1) プラン（計画）

防災に関する構想、計画、マニュアルの改訂に当たって、次の点に留意する。

ア 想定範囲は妥当か。想定外のことについてはどう対応すべきか。

イ 減災効果がどれだけ見込まれるか。

ウ 自助、共助が最大限発揮されるか。

エ 平成16年台風23号をはじめとする災害の教訓から学びとった有効なノウハウを踏まえているか。

オ システム化、マニュアル化できない（状況判断能力の向上で対応すべき）点はあるか。
- (2) ドゥー（実施）

防災施策の運用において、実施方法や進捗の実態等を監視し、把握する。
- (3) チェック（評価）

監視し、把握した結果を次の点に留意して評価、分析する。

ア 減災効果はどの程度あったか。

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第1節 災害リアリズムの徹底と減災マネジメント

第1章 総則

- イ 訓練等において、事態を過小評価していなかったか。
- (4) アクション（課題の解決）
課題を明らかにし、解決を図る。

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第2節 災害応急対策に係る備えの充実

第1款 組織体制の整備

担当	市	本部事務局、支援部、各部
	関係機関	各機関
	関係団体	

1 市の防災組織体制

市（本部事務局）は、市域における防災対策の推進のため、業務継続体制の確保をはじめとする平常時からの備えの充実に向け、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制など防災にかかる組織体制の整備、充実に努める。

なお、防災組織体制の整備に当たっては、防災会議への委員の任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者等の参画の拡大をはかるものとする。

(1) 災害対策に精通した職員の養成

防災を広くマネジメントできる職員を養成することが必要であることから、関西広域連合や県等が実施する研修への参加促進と研修機会の充実に努める。

(2) 即応体制の確保

市（支援部）は、地震等突発的な災害において本庁及び振興局の初動体制を確保するため、防災担当部署の職員配置に配慮する。

(3) 連絡手段の確保

職員は、とよおか防災ネット、職員参集用メールにより防災情報を取得できるよう常時携帯電話を所持する。

(4) 非常時の職員参集体制の確保等

市（災害対策各部長及び地域本部長）は、大規模災害時における配備職員の到着見込時間を把握するため、所属職員に、非常時通勤届を提出させる。

市（各部）は、市（本部事務局）が定期的に計画する職員参集訓練や各部内での災害対応研修等の機会をとらえ、大規模災害時における職員の参集状況と参集初動時における部内の体制について掌握する。

※職員の参集体制については、第4章地震・津波災害応急対策計画第2節第2款及び豊岡市職員初動マニュアルを参照のこと。

2 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災組織体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれ、平常時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

3 その他

第2節第2款 研修、訓練

県、市町は、関係部局連携の下、審議会等を通じて有識者等の意見を参照し、防災・減災目標を設定するように努める

第2款 研修、訓練

担当	市	各部
	関係機関	各機関
	関係団体	消防団、住民、区・自主防災組織、地域コミュニティ組織、防災士、PTA、事業所

第1 研修

市（本部事務局）は、学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、防災に関する講習会・シンポジウム等への職員の積極的な参加を図り、災害対策要員の対応能力の向上に努める。

第2 防災訓練

市（本部事務局、消防部）は、連携して次のとおり各種の防災訓練を企画・実施し、各部の実践的な対応力を高めるとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるなど、防災対策の充実強化を図る。また、関係機関、住民等は訓練に積極的に参加する。

なお、防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護、避難誘導等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点・感染症対策に十分配慮し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施するよう努める。

地域、学校、職場等での防災訓練では、行政区別防災マップ等での災害リスクの確認、家具等の固定など、減災のための事前防災対策を加味するほか、特別警報や緊急地震速報、避難情報等の発令意図を正しく理解し、的確に行動できるよう啓発に努める。

（参加機関）

市、消防団、自衛隊、海上保安署、県、警察署、ライフライン機関、河川管理者、住民、区・自主防災組織、地域コミュニティ組織、防災士、学校、PTA、社会福祉協議会、各種団体、事業所、ボランティア等

1 総合防災訓練

関係機関が相互に連携を密にした、迅速かつ的確な災害応急対策の実現を図るため、また、住民の適切な判断、行動知識の確保を図るため実践的な総合防災訓練を実施する。

なお、実施時期、実施場所、想定災害、訓練内容等については、参加機関等が協議して決定する。

(1) 災害対策本部設置運営訓練

職員の非常参集、被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた応急対策の検討等災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。

(2) 会場型訓練

ア 小・中学校や運動場等のグラウンドを活用して、人命救助、医療救護、消火、避難、

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第2節第2款 研修、訓練

第1章 総則

物資輸送、応急復旧等関係機関が相互に連携した訓練を実施する。

イ 市街地における災害発生を想定して、実際の建物等を活用した人命救助、避難、救護・搬送等の訓練を実施する。

(3) 広域連携訓練

市域が広大であることから、空港、防災拠点、災害拠点病院等を活用し、物資の集積・配送、救援部隊・要員の駐屯・搬送、被災者緊急搬送等被災地への支援対策に係る訓練を実施する。

(4) 市民総参加訓練（一斉避難訓練）

市は、平成27(2015)年度から、風水害と地震（津波）時の災害初動期の行動の違いについての理解促進や自主防災組織等による個別訓練や各家庭における取組みを促すこと等を目的として、8月最終の日曜日を市民総参加訓練（一斉避難訓練）と位置付け、風水害と地震（津波）訓練を交互に行っている。

住民、区・自主防災組織、地域コミュニティ組織、防災士、学校、PTA、事業所等は、風水害にあつては、行政区別防災マップで予め地域内の災害リスクを確認したうえでの避難方法や避難路の検討を、また、地震にあつては、各自の安全確保行動（シェイクアウト）やその後の安否確認、安全な「いつとき避難場所」（お互いの安否確認や被害情報を確認するため、地域住民が集まる安全な場所）への避難のほか、初期消火、避難所開設等の訓練を実施する。なお、幼稚園・小学校・中学校・高校の児童・生徒等の若年層はもとより、要配慮者の防災意識の高揚に努める。

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

2 個別防災訓練

市（各部）及び関係機関は、非常参集訓練や図上訓練を企画・実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は協働で実施することにより、防災体制の充実強化を図る。

(1) 非常参集訓練

勤務時間外における災害の発生に備え、適宜、職員の非常参集訓練を実施する。

ア 情報収集訓練（被害情報の収集方法の確認）

イ 情報伝達訓練（市民への情報伝達のほか、各部・本部内での情報共有方法の確認等）

ウ 本部、各部運営訓練（災害対策各部長不在時の部内活動の手順確認等）

(2) 図上訓練

災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施する。

ア 対策をシミュレートする訓練（業務継続計画に基づく非常時優先業務の取組確認等）

イ 他機関との連携訓練（各部と関係機関や協定締結先団体等との連携手順の確認等）

ウ 津波、鉄道事故等地震に伴う複合災害を想定した訓練等

(3) 実地訓練

ア 水防訓練

イ 消防訓練（街区における消火訓練等を含む）

ウ 冬山遭難救助訓練

エ 土砂災害対策及び避難訓練

- オ 津波対策及び避難訓練
- カ 大規模事故対策訓練
- キ 林野火災訓練等
- (4) その他の個別訓練
 - ア 災害ボランティアセンター開設運営訓練
 - イ 要配慮者への情報伝達、避難誘導訓練等

3 地域防災訓練

市（本部事務局、消防部）は振興局と連携し、振興局ごとに、消防団、区・自主防災組織等の協力を得て、訓練を実施する。

- (1) 地域災害対策本部の設置、情報収集・伝達、避難誘導、交通規制、消防・水防活動等

4 自主防災組織等の防災訓練

自主防災組織等は、市民総参加訓練（一斉避難訓練）の機会等を活用し、以下の訓練を行う。

- (1) 安全確保行動、安全なご近所や知人宅、指定緊急避難場所等予め決めた避難先への避難訓練、安否確認訓練、要配慮者避難誘導訓練等
- (2) 情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、救出・救護訓練、給食・給水訓練等

※防災訓練を行う際の交通規制（災害対策基本法第48条第2項）

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該訓練の実施に必要な範囲内で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

5 訓練の検証

訓練後に参加機関で評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3 防災知識の周知徹底

市及び関係機関等は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、次のことに努める。

1 市の取組

- (1) 災害対策本部各部行動マニュアルの作成

職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、災害対策本部の各部において時系列に整理された行動マニュアルや初動緊急対応期の重要優先業務等をまとめたマニュアルを作成し、部内研修の機会を設定し、その周知徹底を図る。

- (2) 職員災害対応初動マニュアルの作成

職員自らが災害発生時において取るべき基本的な対応について迅速に確認できる必要最低限の事項を示した職員災害対応初動マニュアルを作成し、職場研修を通じて周知徹底を図る。

第2節第2款 研修、訓練

第1章 総則

2 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の取組

初動緊急対応期の重要優先業務等をまとめた災害時行動マニュアルを作成し、職場研修を通じて周知徹底を図る。

3 区・自主防災組織、地域コミュニティ組織の取組

それぞれの役割に応じ、「いつ、誰が、何を」取組めばよいかを念頭に、災害時行動マニュアルを作成し、集会、訓練等を通じて周知徹底を図る。

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第3款 相互応援体制の確立

担当	市	各部
	関係機関	各機関
	関係団体	事業所等

第1 自治体間の相互応援体制の強化研修

市（本部事務局）は、防災全般に関する協力体制の強化のため、自治体間の相互応援体制の整備や、大規模災害に備えた広域一時滞在（市町村の区域を越えた避難）などの広域的な相互応援協定の締結も視野に入れ、特定の業務において関係各部が取り組む受援計画策定に係る総合調整を行う。

また、同一水系を有する上流域の養父市、朝来市とも情報共有体制の整備に努める。

なお、南海トラフ巨大地震や首都直下地震など広域的な大規模災害に備えた応援体制や広域一時滞在などによる被災者の受入れ等についても検討を進める。

第2 民間事業者との応援協定の締結

市（各部）は、災害支援に係る民間事業者と各業種別にあらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を最大限に活用できる体制を構築する。

事業所等は、市が災害対応強化のために行う協定締結に積極的に協力するよう努める。

第3 その他関係機関との連携強化

市（消防部）は、広域消防相互応援協定の締結・運用等、消防相互応援体制の整備と緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

※応援協定先の一覧は、資料編に示す。

第4 応援・受援体制の整備

災害時に関係機関や関係団体からの支援を迅速かつ効率的に受け入れるため、豊岡市支援マニュアルに基づき、市（支援部）は受入体制などのマニュアルを、市（各部）は受援シート及び業務別マニュアルを、それぞれ整備し、定期的な見直しに努める。

なお、応援職員の派遣にあたっては、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮する。

1 初動期の受援体制の整備

(1) 情報の提供と共有体制の明確化

災害対策本部に集約された管内の被害状況、被災者ニーズ等の情報を応援側に速やかに情報提供し、応援側との情報共有を図るため、定期的な連絡会議の開催や本市側から応援側への業務の引継ぎ方法等の情報共有体制について、あらかじめ明確に定めてお

第2節第3款 相互応援体制の確立

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

くものとする。

(2) 受援体制の確立

ア 受援担当者の配置

事前に受援担当者を指名しておくとともに、他機関との連絡調整や、災害対策本部と被災現場間の連絡調整体制について、あらかじめ明確に定めておくものとする。

なお、受援担当者の役割は、次のとおりとする。

(ア) 応援の受入調整に関すること

(イ) 災害対策本部との調整に関すること

(ウ) 応援側との連絡調整に関すること

イ 指示系統の明確化

応援側に明確な指示を行うため、本市側の指示系統を明確にする必要があること、また、本市側の指揮者が不在の場合に業務が滞ることを避けるため、業務ごとに複数の担当者を置き、その序列を明確にするなど、応援側に明確に指示できる体制を整えておくものとする。

(3) 応援側の活動環境の整備

応援側が単独で活動するのではなく、応援側と本市側がペアになって活動する体制を整備するほか、市（支援部）との調整を踏まえ、応援側の活動拠点の確保、地図や業務マニュアル等の資料提供の準備など、応援側が円滑に活動できるよう必要な環境整備を行う。

2 業務別受援体制の確立

市（各部）は、市（支援部、本部事務局）との調整のもと、災害時に担当する業務における受援体制についてあらかじめ定めておくものとする。

(1) 応援要員の受入れ

ア 必要な応援要員の把握（各部）

業務継続計画（BCP）や業務別受援マニュアル等により、あらかじめ当面必要な業務を確認し、当該業務の実施に必要な応援要員に関する情報（職種、活動内容、人数、期間、場所等）を把握する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

イ 業務の割当て（各部）

応援要員が交替すること等を考慮しながら、業務が効率的に実施されるよう応援要員の業務の割り当て方針を定める。

ウ 執務スペースの確保（各部、支援部）

応援業務の実施に必要な執務スペースを想定し、災害発生時に速やかに確保できるようにするとともに、応援要員のための宿舍等の確保について検討を行う。

(2) 輸送手段等の確保（各部、支援部）

ア 輸送手段の確保

県トラック協会、海上運送事業者、道路運送事業者等に物資又は人員の輸送について協力体制を確立する。

イ 燃料の確保

輸送に必要な燃料（ガソリン、軽油）の確保体制を確立する。

(3) 救援物資等の受入れ（支援部）

ア 物流事業者のノウハウの活用

支援物資の受入れに際しては、被災地外からの輸送、集積拠点での管理・仕分け、指定避難所への配送に至るまで、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的な実施を図る。

イ 物資調達・輸送調整システムの整備

市及び民間事業者団体等が連携し、物資を円滑に調達し供給する体制の構築を図るため、調達・輸送に必要とされる物資の単位や荷姿などの情報を共有する調整システムを整備する。

(4) 広域避難（本部事務局）

ア 市（本部事務局）は、大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

イ 市外への避難が必要な避難者について、兵庫県内の他の市町への広域避難の要請に際して、避難者の人数、性別、健康状態、援護の要否等伝達すべき情報をあらかじめ定める。

ウ 他の都道府県への広域避難については、県に対して広域避難の要請を行うため、県の定める手続きの習熟を図る。

エ 市外避難者への生活支援情報の提供のため、「全国避難者情報システム」（総務省）の活用を検討する。

(5) 災害ボランティアへの活動支援（支援部）

災害ボランティアセンターの設置・運営、ボランティア団体と行政や社会福祉協議会などとの定期的な情報交換の場の提供、ボランティアの誘導、各ステージに応じたボランティア（高齢者の見守り、コミュニティづくり、傾聴ボランティアや芸術慰問等）への支援など災害ボランティアへの活動支援体制を整備する。

(6) 応援協定等に基づく受援対応手法等の明確化（各部）

各業務における応援協定等に基づく受援対応については、各応援協定等締結時等において個別に受援対応について明確化するものとする。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第5 応援体制の整備

1 支援活動の準備

- (1) 市（支援部）は、県、被災市町村等から応援要請を受けた場合に、直ちに派遣の措置が講じられるよう、本部事務局と連携のうえ、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、応援業務の内容、交通費・宿泊費等の手当のほか、派遣職員の被災地での活動に支障がないよう、作業手順等について準備しておく。
- (2) 派遣職員は、派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることがないよう、食糧、衣料品、情報伝達手段等各自で賄うことができる自己完結型の体制の整備を進める。

2 広域避難の受入れ

- (1) 受入施設の確保
- 市（本部事務局）は、市（避難部、救護部）と連携し、県等から要請があった場合は、広域避難者の受入れを行うものとする。
- 受入れを行う施設は、公共施設を中心に、集客施設・体育館・ホテル・旅館・賃貸住宅等で、広域避難者の受入が可能な施設をあらかじめ検討しておく。その際、医療機関・社会福祉施設等とも連携し、要配慮者の受入れ体制の構築に留意することとする。
- (2) 福井県内の原子力発電所事故発生時の広域避難者の受入れ
- 「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」（関西広域連合広域防災局、平成31(2019)年3月改訂）に基づき、福井県内の原子力発電所事故発生時の福井県小浜市からの広域避難者の受入れを行うものとする。
- ※原子力発電所事故発生時の広域避難場所は、資料編に示す。

第4款 災害対策拠点の整備・運用

担当	市	各部
	関係機関	各機関
	関係団体	

市及び関係機関は、想定される地震や風水害が発生した場合において、災害対策の活動拠点が最低限の機能を維持し、災害時優先業務の継続が行えるよう、庁舎、市立の避難所等災害対策拠点となる施設について、耐震性の確保、電気室の高所設置、水・食料等の常備等の対策を講じるとともに、防災資機材の整備に努める。

また、庁舎の被災やそれに伴う通信手段や重要な行政データの喪失等に備え、衛星携帯電話の装備や、代替庁舎（被災が無く、災害対策拠点として使用可能と判断できる最寄りの庁舎）の選定、データのバックアップ対策等も検討しておくものとする。

また、市（支援部）は、大規模災害に備え、あらかじめ各種データの総合的な環境保全（データバックアップ体制の整備）に努める。

災害対策拠点の概況

地域	名 称	建築年・構造	浸水想定（計画規模） ※浸水想定（想定最大規模）	土砂災害 警戒区域
豊岡	本庁舎	平成25(2013)年 鉄筋コンクリート（免震構造）	2． 5 9 m ※ 5． 0 2 m	なし
	立野庁舎	昭和58(1983)年 鉄筋コンクリート	4． 7 4 m ※ 6． 2 2 m	なし
	上下水道部庁舎	昭和60(1985)年 鉄筋コンクリート	0． 9 0 m ※ 4． 4 3 m	なし
	消防本部豊岡消防署	平成元(1989)年 鉄筋コンクリート	4． 8 4 m ※ 6． 9 8 m	なし
城崎	城崎庁舎	平成15(2003)年 鉄筋コンクリート	1． 1 8 m ※ 1． 4 4 m	急傾斜
	消防本部豊岡消防署 城崎分署	平成27(2015)年 鉄筋コンクリート	0． 9 3 m ※ 1． 0 2 m	なし
竹野	竹野庁舎	平成13(2001)年 鉄筋コンクリート	・ 竹野川 0 m	なし
	消防本部豊岡消防署 城崎分署竹野出張所	昭和57(1982)年 鉄筋コンクリート	・ 竹野川 0 m	なし
日高	日高庁舎	昭和56(1981)年 鉄筋コンクリート（耐震改修済）	0． 0 0 m ※ 0． 0 0 m	なし
	消防本部豊岡消防署 日高分署	昭和58(1983)年 鉄筋コンクリート	0． 0 0 m ※ 0． 2 0 m	なし

第1章
総 則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第2節第4款 災害対策拠点の整備・運用

第1章 総則	地域	名 称	建 築 年 ・ 構 造	浸水想定（計画規模） ※浸水想定（想定最大規模）	土砂災害 警戒区域
	出石	出石庁舎	平成5（1993）年 鉄筋コンクリート	0．00m ※0．00m	なし
		消防本部豊岡消防署 出石分署	昭和59（1984）年 鉄筋コンクリート	1．32m ※3．28m	なし
第2章 災害	但東	但東庁舎	平成6（1994）年 鉄筋コンクリート	0．00m ※0．19m	なし

災害対策拠点の電力・燃料の状況

施設名	出力	供給範囲	稼動 時間	タンク容量	燃料種別	発電機設置場所
本庁舎	500KVA	本庁舎 豊岡稽古堂	72H	18,000ℓ	軽油	7階 自家発電機室
本庁舎 （防災公園）	15KVA	防災公園全域 （車両管理棟含む）	24H	198ℓ	軽油	敷地南側（トイレ横）
本庁舎 （可搬式発電機）	4KVA	防災公園	8.5H	12.7ℓ	ガソリン	車両管理棟に 電源供給可
立野庁舎	34.4KW	立野庁舎	15.3H	198ℓ	軽油	敷地東側
上下水道部庁舎	880KVA	佐野浄水場 上下水道部事務所	24H	15,000ℓ	軽油	佐野浄水場 （機械棟）
城崎庁舎	60KVA	庁舎	3H	60ℓ	軽油	敷地北側
竹野庁舎	54KVA	全館	52H	900ℓ	軽油	敷地西側
日高庁舎	60KVA	全館	100H	1,950ℓ	A重油	敷地東側
日高庁舎 （可搬式発電機）	2.6KVA		8H	12ℓ	ガソリン	庁舎資材庫1台 防災センター 2台
	3.5KVA		6.4H	14.1ℓ	ガソリン	庁舎資材庫1台 防災センター 1台
	0.9KW		3.9H	2.3ℓ	ガソリン	庁舎資材庫1台
	1.6KW		4H	4.1ℓ	ガソリン	庁舎資材庫1台
出石庁舎	45KVA	全館	72H	950ℓ	軽油	車庫
	20KVA	全館	2H	25ℓ	軽油	車庫
但東庁舎	40KVA	1・2階	81H	990ℓ	軽油	敷地北側
	26.5KVA	屋内消火栓	4.6H	40ℓ	軽油	屋上
豊岡消防署	50KVA	3階	3.1H	40ℓ	軽油	1階（屋内）
	95KVA	1・2階	72H	1,900ℓ	重油	2階（屋外）
城崎分署	60KVA	全館	12.7H	195ℓ	軽油	3階（屋内）
竹野出張所	45KVA	全館	16.9H	195ℓ	軽油	2階（屋外）
日高分署	60KVA	全館	13.1H	195ℓ	軽油	敷地東側
出石分署	60KVA	全館	13.1H	195ℓ	軽油	敷地東側

第5款 情報通信機器・設備の整備・運用

担当	市	本部事務局、地域本部事務局、消防部
	関係機関	各機関
	関係団体	F M たじま

第1 防災行政無線の整備等

市（本部事務局）は、災害情報の確実な伝達のため、戸別受信機の一般家庭、地区集会所、長期入所施設並びに福祉避難所等への無償貸与及び事業所（有償）への普及を図る。

防災行政無線（同報系）の整備状況（令和2（2020）年3月現在）

地域	開局年月	屋外拡声子局数	備考
豊岡	令和元（2019）年10月	21	全ての屋外拡声子局のバッテリー容量は72時間分である。
城崎		15	
竹野		12	
日高		11	
出石		12	
但東		4	
合計	—	75	

※屋外拡声子局の設置場所は、資料編に示す。

第2 フェニックス防災システムの運用

市（本部事務局、地域本部事務局）は、迅速かつ的確な応急対応を図るため、各関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用により、適切に情報を入手するとともに、県の迅速な支援を受けるために被害等の報告に努める。

また、同システムの円滑な運用を図るため、県が行う操作研修に積極的に参加し、操作可能職員の確保に努める。

第3 兵庫県衛星通信ネットワークの活用

市（本部事務局）は、災害時の通信輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）を活用して県内市町、消防部、県関係機関等との通信を確保し、迅速・的確な災害応急対応を図る。

第4 災害時非常通信体制の充実強化

市（本部事務局）及び関係機関は、災害時等に電話等の通信手段が使用できない場合、災害対策基本法第57条の電気通信事業者との事前協議による「通信設備の優先利用等」、又は電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るため、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、県の行う非常通信体制の整備充実及び訓練等による実効性の確保に努める。

第2節第5款 情報通信機器・設備の整備・運用

また、災害対策本部における災害時等の非常通信確保のため衛星携帯電話を活用する。

第5 非常用特設公衆電話の活用

市（本部事務局、地域本部、避難部）は、N T T西日本が防災業務計画に基づき、避難所等に整備した特設公衆電話回線を活用して、大規模災害時の避難所における避難者の通信手段を確保する。

第6 情報収集・伝達体制の強化

市（本部事務局、地域本部事務局）は、平常時から、自然（気象）情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集に努めるとともに、関係機関と協力し、災害情報の収集、伝達及び共有体制の強化を進める。また、市（本部事務局）は、市民への迅速かつ的確な情報伝達を行うため、多層的な情報伝達手段の整備充実に努めるとともに、整備に当たっては視覚・聴覚障害者等の要配慮者に配慮するものとする。

1 現地情報収集体制の強化

市（本部事務局、消防部）は、次の情報収集体制の整備を進める。

(1) 本部の情報収集体制

ア 防災支援員の委嘱

市（本部事務局）は、市職員O B、消防団O B等を対象に、一定区域の情報収集や地域本部等における情報収集活動を担当する防災支援員を委嘱する。

イ ライブカメラ等の増設

市（本部事務局）は、重要水防箇所や浸水常襲地区等に、ライブカメラ（夜間にも視認可能な超高感度カメラの導入等）や中小河川への水位計等の新設等を国・県等に要望する。

(2) 消防団の現地情報収集体制

ア 携帯型消防無線機の配備

消防団への携帯型消防無線機の配備を進める。

(3) 機器の整備

現地情報収集体制の強化のため、タブレット型通信機器やデジタルカメラ等を配備する。

2 情報の共有・伝達体制の強化

市（本部事務局）は、関係機関と協力して、次の情報共有・伝達体制の整備を進める。

(1) 職員間の共有と伝達

災害対策本部会議についての情報共有を図るため、会議資料や決定事項等については会議終了後速やかに庁内L A N等を活用して周知する。

市（各部）は、これらの情報を部内職員へSNS等持てる機能を十分活用して、指示事項等の共有ができるよう体制の構築に努める。

(2) 市から住民への伝達

ア F Mたじまとの連携

災害時の情報の迅速な伝達とFMたじまが入手した情報の共有を図るため、協定に基づき、FMたじまから本庁災害対策本部へ連絡担当職員の派遣を受ける。また、市域全体での聴取を可能とするため、エフエム放送の聴取エリア拡大を支援するよう努める。

イ とよおか防災ネット・ひょうご防災ネットアプリ・防災情報FAX（BizFAX）等への登録推進

住民、区長、自主防災組織員等に、市から防災情報を携帯電話に一斉メール配信する「とよおか防災ネット」や国の「川の防災情報」への登録を推進する。また、災害時における防災行政無線の放送内容を一斉FAXする「防災情報FAX（BizFAX）」への登録を推進する。

なお、とよおか防災ネットで配信した防災情報は即時に市ホームページに多言語に翻訳のうえ、掲載されることから情報の速報性等についての周知に努める。

市（救護部）では、障害者向けに「とよおか防災ネット」や「防災情報FAX（BizFAX）」の内容を平易な文書にした上で発信している。

ウ 緊急速報メールを活用した情報発信

N T T ドコモ、au、ソフトバンク及び楽天モバイルの緊急速報メールや「Yahoo! JAPAN防災速報」を活用し、市から避難情報などの防災情報を発信し、市民をはじめ観光客等への情報伝達を図る。

エ 衛星携帯電話の貸与

災害時において孤立する可能性のある地域へは、引き続き衛星携帯電話を貸与する。

オ その他放送メディア等による情報発信

ホームページ、FMたじま、とよおか防災ネットによる情報の発信に加え、フェニックス防災システムへの入力によりNHKやサンテレビジョンのデータ放送に情報がリアルタイムで表示されるＬ－アラートを活用する。その他各テレビ局等にも積極的に情報を提供し、市民への情報の伝達を図る。

(3) 防災行政無線放送マニュアル等の充実

放送内容から事態の進展、河川水位の上昇イメージ等を住民が「わがこと」として認識し、迅速かつ適切に安全確保行動につなげられるよう、平素から情報伝達に関する技を磨くとともに、情報伝達マニュアルや放送例文を検証し、分かりやすい放送に努める。

(4) 電光掲示板の利用

道路や街角に設置された電光掲示板を活用し、防災情報を周知するため、電光掲示板の管理者へ積極的に情報提供するよう努める。

(5) その他

市（本部事務局）は、インターネット、サイレン、兵庫県無線奉仕団豊岡分団やアマチュア無線等情報ボランティアとの協力体制の確立等、多層的な情報伝達手段の整備に努める。さらに、N T T 西日本が災害時に運用する災害伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「Web171」等を、市民に周知する。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第6款 防災拠点の整備

担当	市	本部事務局、工務部
	関係機関	県
	関係団体	

第1 広域防災拠点と地域防災拠点の活用

県では但馬空港内に災害時の救援・救護・復旧活動拠点として、「但馬広域防災拠点」を整備していることから、災害時の同拠点及び備蓄物資等の活用について平素から協議しておく。

※但馬広域防災拠点の配備資機材等は、資料編に示す。

市（本部事務局）は、関係各部と協議の上、既存施設を活用して災害時において地域の救援・救護、復旧活動の拠点となりうる施設をあらかじめ地域防災拠点として活用できるよう努める。

1 地域防災拠点の役割

他地域や広域防災拠点から搬送される資機材等の緊急物資備蓄・保管拠点、情報通信拠点となる。

2 地域防災拠点の機能

次の機能・設備を備えた施設を整備するよう努める。

- (1) 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- (2) 地域の防災活動のための駐屯スペース
- (3) 物資、復旧資機材等の備蓄施設
- (4) 防災臨時ヘリポート

3 指定施設

地域	地域防災拠点	所在	座標
日高	円山川防災センター	日高町西芝字清水	825282
出石	出石川防災センター	出石町袴峡380-1	882274

※座標は、グリッド入り電子国土基本図（国土地理院：<http://maps.gsi.go.jp/>）におけるUTMポイント（100m単位）を示す。

※地域防災拠点の備蓄資機材等は、資料編に示す。

第2 物資集積拠点の指定・活用

市（本部事務局）は、関係各部と協議の上、災害時において救援、復旧活動の地域拠点となりうる物資集積拠点をあらかじめ指定するよう努める。

1 役割

他地域や広域防災拠点から搬送される緊急物資などの保管施設であり、食料、物資など

の集積及び配送拠点となる。

2 機能

次の設備を備えた施設を指定するよう努める。

- (1) 配達用機材
- (2) 収納スペース
- (3) スtockヤード

3 指定施設

地域	物資集積拠点予定施設	所在	座標
豊岡	総合体育館	大磯町1-75	843329
城崎	城崎庁舎	城崎町桃島1057-1	831428
竹野	竹野庁舎	竹野町竹野1585-1	780452
日高	日高文化体育館	日高町祢布954-6	792251
出石	出石庁舎	出石町内町1	887242
但東	但東庁舎	但東町出合150	955252

※座標は、グリッド入り電子国土基本図（国土地理院：<http://maps.gsi.go.jp/>）におけるUTMポイント（100m単位）を示す。

4 民間事業者の活用

上記の指定施設では、荷捌き等の資機材はなく物資集積には適さない施設であるため、物流事業者の施設及び人材を活用するため、あらかじめ協定等を締結する。

「災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定」2022年8月30日 佐川急便株式会社

第3 広域防災拠点、広域輸送拠点との連携

地域防災拠点、物資集積拠点、地区防災拠点については、広域防災拠点や災害対策拠点等と交通や通信のネットワークが確保されるように努める。

※各拠点と県が指定している緊急輸送道路・交通路のネットワーク図は、資料編に示す。

第4 地区防災拠点

市（本部事務局）は、地区において、災害時における避難と防災活動の拠点として、地区コミュニティセンターを指定する。

1 役割

災害時における地区住民の避難地及び防災活動拠点としての役割を果たす。

2 機能

- (1) 災害時において避難・応急生活が可能な機能

- ア 避難・滞留空間
- イ 備蓄倉庫

第2節第6款 防災拠点の整備

第1章 総則

- (2) 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース
- (3) 情報通信設備
 - ア 地区内の住民への情報連絡装置（防災行政無線等）
 - イ 災害対策本部や他の拠点等との交信が可能な通信設備

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

- (4) 対象地区内の防災活動に必要な設備
- ア 防災資機材（地区内各区が保有する資機材の利用・非常食等の備蓄も検討）
 - イ 防火水槽（自然水利、雨水利用も検討）

第5 防災公園

市（工務部）は、災害時における日高地域の活動拠点として、日高文化体育館に隣接する公園を防災公園として整備している。

1 役割

災害時における一時避難場所及び防災活動の拠点としての役割を果たす。

2 機能

- (1) 災害時において避難・応急生活が可能な機能
- ア 避難・滞留空間
 - イ 広場の確保（仮設住宅、災害派遣団体などの基地）
 - ウ 防災倉庫
 - エ 防災東屋（かまど付きベンチ）
 - オ 防災トイレ
 - カ ソーラー発電照明（携帯電話充電用などの小規模システム）
- (2) 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第7款 火災予防対策の推進

担当	市	本部事務局、工務部、消防部、地域本部
	関係機関	海上保安署
	関係団体	消防団、森林組合、区・自主防災組織、住民、地域コミュニティ組織、事業所、大学等

第1 出火防止・初期消火体制の整備

1 一般予防対策

市（消防部）は、次の対策を進める。

- (1) 立入検査等の予防消防対策を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である警火心の高揚を図る。
- (2) 地域の自主防災組織や事業所における自衛消防組織を育成強化し、防火防災に関する研修・訓練等を充実することにより、災害の未然防止と減災を図る。
- (3) 火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、市火災予防条例に基づき出火の予防に努めさせ、防火設備や住宅用防災機器の設置促進を図る。
- (4) 消防法に定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

2 建築物の火災予防対策

市（本部事務局、工務部）は、次の対策を進める。

- (1) 火災発生時の類焼等の危険性を低減し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の都市空間、防火水槽等防災施設の整備を行う。
- (2) 石油類等の貯蔵施設・工場等、特に危険性の高い施設については、用途地域指定により住宅等との混在を制限する等区域内の火災予防を図る。

3 人命危険対象物火災予防対策

市（消防部）は、次の対策を進める。

- (1) 防火対象物定期点検報告制度・防災管理定期点検報告制度の推進
対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合（防火及び防災セイフティマークの取得）の取組みを推進する。
- (2) 消防法令違反に対する是正指導の推進
不特定多数の者が出入りする特定防火対象物で、スプリンクラー設備等の重要な消防用設備等の未設置違反に対して是正指導を行うなど、人命危険対象物の一掃を図る。
- (3) 防火対象物に係る表示制度の推進
建築構造等を含めた防火基準への適合性について利用者等に情報提供し、利用者等の選択を通じて、防火安全体制を推進する。

4 林野火災予防対策

市（消防部）は、次の対策を進める。

(1) 広域的、総合的消防防災体制の確立

関係機関と連携して、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保を図る。

また、林野火災多発期や火災警報発令時における警戒体制、林野火災を考慮した消防隊の編成その他林野火災に対処するため、消防団とも連携した組織を確立するよう努める。

(2) 出火防止対策

林野における出火防止に関する啓発広報の強化、火災多発危険期における監視の強化を図る。

(3) 装備の充実

火災による被害の軽減を図るため、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を充実する。

(4) 自衛隊の派遣要請

林野火災において、県が自衛隊の出動を要請した場合に、自衛隊が常備していない消火用資機材を貸与するものとし、これら消防用資機材についてはあらかじめ森林組合等における保有数を把握し、発災時に速やかに調達できるよう協議を行う。

(5) 海上・臨海部等火災予防対策

市（消防部）と海上保安署は、海上・臨海部等の火災発生に備え、連携協力体制を維持し、定期的に合同訓練を実施するとともに、連携を考慮し、互換性のある資機材等の整備に努める。

5 防火管理者等の育成と活用

市（消防部）は、学校、病院、工場等政令で定める防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、避難訓練の実施を徹底させる。

また、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者を養成、指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

第2 消防力の充実・強化

市（本部事務局、消防部）は、消防力の現況を踏まえ、消防庁の「消防力の整備指針」（消防庁）及び「消防水利の基準」（消防庁）を充足させるとともに、さらに地域特性を踏まえた整備促進に努める。

第2節第7款 火災予防対策の推進

消防力の現況（2022年4月1日現在）

項目	基準	現有	充足率
消防署所数	6	署1、分署3、出張所1、駐在所1	100.0%
ポンプ自動車（常備）	7	7	100.0%
ポンプ自動車（消防団）	48	48	100.0%
動力消防ポンプ（消防団）	37	37	100.0%
消防水利	1,957	1,482	75.7%

（消防施設整備計画実態調査）

1 消防力の充実・強化

市（本部事務局、消防部、地域本部）は、消防施設・設備について、大規模地震や津波災害、同時多発火災など多様な災害への対応を踏まえ、消防力の整備指針、消防水利の基準の達成、維持を目標に計画的に整備を進める。

- （1）消火栓に偏ることなく、防火水槽の整備、河川等の自然水利の活用、プール等の指定水利としての活用等、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。
- （2）消防本部が作成する街区消防活動計画に定める街区における大規模火災に備え、街区内及びその周辺における防火水槽等の消防水利の整備を優先的に進める。
- （3）老朽化した消防ポンプ自動車等の更新及び装備の充実強化に努める。
- （4）山間部等地域性に配慮した装備の導入に努める。
- （5）通信設備の近代化に努める。

2 消防団の充実・強化

災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。

- （1）取り組むべき内容

ア 市（本部事務局、消防部、地域本部）は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25（2013）年12月13日法律第110号）」（以下、「消防団充実強化法」という。）の規定に基づき、消防団の充実強化に努めるものとする。

イ 区・自主防災組織は、消防団員の確保に協力する。

ウ 住民は、消防団充実強化法の規定に基づき、地域における防災活動への積極的な参加に努めることとする。

エ 事業者は、消防団充実強化法の規定に基づき、従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮することとする。

- （2）充実強化対策

市（本部事務局、消防部、地域本部）は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進するよう努める。

ア 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施

イ 消防団員に対する教育訓練の実施

ウ 消防団員の処遇の改善

エ 消防団の装備の改善

オ 消防団の活動拠点施設の整備

カ 女性消防団員の加入促進

- キ 消防団協力事業所表示制度等による消防団員の確保
- ク 住民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進

3 災害時の総合的な消防計画の策定

市（消防部）は、災害時の火災に対応する総合的な消防計画を策定し、運用体制を確立する。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第8款 防災資機材の整備

担当	市	本部事務局、工務部、消防部、地域本部事務局
	関係機関	
	関係団体	自主防災組織、地域コミュニティ組織、建設業協会等

第1 自主防災組織等資機材

市（本部事務局、地域本部事務局）は、自主防災組織や地域コミュニティ組織の消火、救出、避難活動及び水防協力活動に要する資機材の充実が図れるよう「自主防災組織等資機材整備補助事業」等の制度の活用を普及を図り、自主防災組織等の活動を支援する。

自主防災組織等は、この事業等を活用することにより地域の防災力の充実・強化のため、資機材の計画的な備蓄及び定期的な点検に努める。

※自主防災組織等資機材整備補助要綱は、資料編に示す。

第2 救出資機材

市（本部事務局、消防部）は、浸水区域の救助活動を想定したボート、ライフジャケット等の設備、装備を計画的に整備・配置する。

また、建設業協会等と協力し、災害時の重機やトラックによる救出体制を確立する。

第3 水防資機材

水防管理者（市長：本部事務局、工務部）は、水防倉庫、器具、資材等を兵庫県水防計画に定めるところにより、次の基準を目標として整備するよう努める。

1 水防倉庫

水防活動に資する場所に設置し、水防用器具及び資材を備蓄する。

2 器具及び資材

水防倉庫1棟に備蓄する器具及び資材の基準は次のとおりとされている。

品名	数量	品名	数量	品名	数量
土のう袋	600枚	たこづち	5丁	ペンチ	3丁
ビニールむしろ	30枚	のこぎり	5丁	金づち	3丁
なわ（ビニール製）	500m	おの	5丁	かすがい	50本
針金（10番又は8番）	23kg	かま	10丁	バケツ	1個
杉丸太長4m末口9cm	30本	なた	5丁	救命ブイ	5個
杉丸太長3m末口6cm	50本	くわ	10丁	ロープ	100m
くぎ（6寸）	11kg	じょれん	10丁	懐中電灯	2個
かけや	10丁	つるはし	3丁		
スコップ	20丁	小車	3台		

※この数値は、担当堤防延長1～2km毎に1箇所の水防倉庫を設けた場合の県の基準数値

※市内の水防倉庫一覧は、資料編に示す。

第9款 災害救急医療システムの整備

担当	市	救護部、消防部
	関係機関	
	関係団体	病院組合、医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、医療機関

第1 災害拠点病院等の整備

病院組合、民間医療機関の管理者は、病院施設・設備等の防災機能の強化を促進する。

災害拠点病院の概要

病院名	所在地	建築年 【構造（施設）】	浸水想定	土砂災害 警戒区域
公立豊岡病院	戸牧1094	平成17(2005)年 【鉄筋コンクリート造 地上7階建て、免震構造】	0m	指定なし

第2 医薬品等の確保

市（救護部）、病院組合は、医師会、歯科医師会、薬剤師会と協力して、各医療機関において発災後3日間程度の診療機能を維持するために必要となる医療・助産用資機材、医薬品等（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の備蓄を推進する。

第3 住民に対する啓発

市（救護部、消防部）は、研修会等を通じて、住民に対する災害医療の普及啓発を行う。

第4 災害医療体制等の整備

- (1) 市（救護部、消防部）は、県の広域災害・救急医療情報システムとの整合を図りつつ、市内の災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、病院組合、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、搬送機関等と調整し、整備を進める。
- (2) 市（消防部）は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、消防機関と医療機関の連携を保つため、県、但馬地域メディカルコントロール協議会のもと、病院前救護体制の充実を図る。
- (3) 病院組合と医師会は、災害時の救護所開設や負傷者の受入れ体制等について検討・協議を行い、災害時において円滑な連携体制がとれるよう努める。

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第10款 緊急輸送体制の整備

担当	市	本部事務局、農林部、工務部
	関係機関	県、警察本部、但馬空港ターミナル(株)
	関係団体	建設業協会

第1 緊急輸送道路ネットワークの設定

1 緊急輸送道路の設定

県は、災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定める。

県は、道路状況や輸送拠点等の面から災害時の緊急輸送道路を検討し、緊急時における輸送活動に適した円滑で効率的な道路ネットワークを形成する。

※緊急輸送道路ネットワークは、資料編に示す。

2 市における緊急輸送道路の設定及び整備等

(1) 市（本部事務局、農林部、工務部）は、県が設定する緊急輸送道路ネットワークを踏まえ、市の地域防災拠点に集められた物資を、市内の物資集積拠点、地区防災拠点、避難所等に送るための緊急輸送道路を設定する。

各道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な応急復旧体制を確立する。

(2) 市（本部事務局）は、住民等に対し、災害時における車両使用自粛、緊急輸送道路指定路線等に関する情報提供を行う。

第2 緊急交通路の確保

警察本部は、大規模災害が発生した場合において、被災地域内への緊急自動車等の通行を確保するため、幹線道路を中心に予定路線として事前に指定するよう努める。本市域では、北近畿豊岡自動車道、国道178号、国道312号、国道426号が指定されている。

また、道路管理者は、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

第3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

市（本部事務局）は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、県とともに活用を図り、災害時における航空輸送の確保に努める。

※ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧は、資料編に示す。

第4 広域輸送拠点との連携確保

空港管理者、港湾管理者は、緊急輸送ネットワークのアクセスポイントとなる拠点施設について、日頃から整備・点検に努めるとともに、迅速な応急復旧体制を整備する。

第11款 避難対策の充実

担当	市	本部事務局、救護部、避難部
	関係機関	豊岡市障害者自立支援協議会、豊岡市特養・施設長連絡協議会、但馬障害者通所施設連絡会
	関係団体	区・自主防災組織、地域コミュニティ組織、住民、PTA、避難所の施設管理者

第1 避難対策の充実

市（本部事務局）は、避難に関する体制整備にあたっては、水害と土砂災害、水害と河川沿いの流木被害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、災害が重複して発生しうることを考慮するよう努める。

第2 「マイ避難カード」の普及による市民の避難意識の向上

市（本部事務局）は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」を予め複数のパターン作成しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、市民の避難意識の向上を図ることとする。

第3 避難場所等の指定

市（本部事務局）は、地区コミュニティセンターや学校等の公共的施設や民間の施設を対象に、想定される災害や、災害に対する安全性を考慮し、一時的に危険を回避する「指定緊急避難場所」と、災害が長期化した際に被災者が避難生活を送る「指定避難所」をあらかじめ指定する。

また、避難場所等については、想定される災害リスク等を勘案のうえ、適時適切に見直しを行う。

なお、避難場所等の周知にあたっては、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識を使用し、防災訓練の実施や行政区別防災マップ等の印刷物の配布、ホームページ等により市民に対して周知徹底を図る。

1 指定緊急避難場所

市（本部事務局）は、災害の危険が及ばない場所又は施設を津波等の災害種別ごとに指定する。

(1) 指定基準

ア 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件）

イ 異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件）

ウ 安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水、津波等については、想定される水位よりも上に避難スペースがあるものの（構造条件）

2 指定避難所

(1) 指定基準

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、本市域における県地震被害想定による最大規模の避難者数を収容できることを目標とし、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする（規模条件）

イ 迅速に被災者等の受入れや生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件）

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件）

エ 車両等による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること（交通条件）

なお、要支援者の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に十分配慮することとする。

市（本部事務局）は、上記の基準に適合したコミュニティセンターや市立小・中学校等、小学校区に1～2施設を指定する。

また、指定にあたっては、広域避難及び広域一時滞在の用にも供することも想定し、他の市町村からの被災住民を受入れることができる避難所を指定する。

(2) 留意事項

学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、教育委員会及び当該学校と十分協議し、「学校における避難所運営業務及び市町防災部局への移行手順」を策定するよう努めるとともに、定期的に連絡会議や意見交換の場を設定し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況のほか、運営体制等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努めることとする。

市（避難部）は、住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

市（本部事務局）は、感染症対策について、避難所において感染者が発生した場合や有症状者の避難等の適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局（保健所）が連携することとする。また、市（本部事務局）は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めた協定を締結するなど、指定管理者による運営協力を配慮するよう努めることとする。

自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、感染者等の避難先として活用する可能性もあることから、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

3 福祉避難所の指定等

市（本部事務局、救護部、避難部）は、避難所での生活において特別な配慮を必要とする要配慮者が生活するための福祉避難所の確保・指定及び福祉施設等との協定締結のほか、一般の避難場所においても対応できるよう避難場所内に福祉避難室を確保するよう努める。

市（本部事務局）は福祉避難所について、一般の避難所では生活が困難で特別な配慮を必要とする者が入所する避難所であることを市民に十分周知するとともに、指定に当たっては、以下の基準に適合する施設を指定するよう努める。

市（本部事務局）は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市（救護部）は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- (2) 災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること。
(施設の入所状況による)
- (3) 災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

第4 避難所管理運営組織の整備

- (1) 市（避難部）は、避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにする。
また、避難所派遣体制の円滑な運用を図るため、機会をとらえ関係部署との意見交換を行うとともに、避難所開設期間が長期に渡ることも想定し、避難所管理・運営体制を構築する。
- (2) 区・自主防災組織、地域コミュニティ組織等は、指定緊急避難場所の管理運営に協力する体制を構築するよう努める。

第5 指定避難所自主運営体制の構築

- (1) 市（本部事務局）は、区・自主防災組織や地域コミュニティ組織を対象とした出前講座等の実施を通じて、災害時における住民組織による指定避難所の自主運営体制構築についての理解促進を図る。
- (2) 市（避難部）は、地域コミュニティ組織連絡会等の機会をとらえ、災害時における地域コミュニティ等による指定避難所の自主運営への協力の必要性について相互理解を図る。
- (3) 区・自主防災組織、地域コミュニティ組織は、避難所生活が長期化した場合を想定して、避難所の自主運営体制を構築するよう努める。

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第6 避難所開設・運営マニュアルの作成、訓練

市（本部事務局、避難部）及び避難所の施設管理者は、区や自主防災組織、地域コミュニティ組織と連携しつつ、総合防災訓練や風水害図上訓練実施時等を活用して避難所の開設・運営訓練を実施するよう努める。

また、県が作成した「避難所管理運営指針（平成25(2013)年版）」等を参考に「豊岡市避難所開設・運営マニュアル」を作成し、啓発を行うとともに、各避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努める。なお、民間施設の避難所の管理者に対しても可能な範囲において避難所運営について協力を求める。

なお、マニュアルの作成に当たっては、庁内関連部局（本部事務局、救護部、地域本部等）とも連携を密にしつつ、地域の実情に応じ、以下のことを定めるものとする。

- (1) 避難所開設に当たっての管理責任者の配置と役割
- (2) 避難者の受入準備
- (3) 避難所の管理（避難者情報の提供、施設の管理等）
- (4) 避難者の世話（物資の提供、避難行動要支援者の保護等）
- (5) 自主運営組織への移行手順
- (6) 避難所の閉鎖

第7 施設、設備の環境整備

- (1) 市（本部事務局、避難部）は市の施設である避難所について、耐震化、バリアフリー化（段差の解消、トイレの洋式化等）、防火対策に努めるとともに、民間施設での避難所の管理者に対しても可能な範囲において協力を求める。

また、ライフラインの停止や要配慮者の避難等を想定し、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備として毛布・非常食・飲料水、防災行政無線戸別受信機、簡易トイレ、マット等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、非常用発電機等）の配備に努める。

- (2) 市（本部事務局、避難部）は、避難所機能を発揮するため次の点に留意のうえ、環境の整備に努めることとする。

ア 避難者の生活確保に必要な施設・設備の維持

避難所となる小中学校や地区コミュニティセンター等は、災害時にも最低限の機能を維持し、避難所としての管理運営が円滑に行われ、避難者の衛生的な生活が確保できるよう施設・設備の維持に努める。

イ 避難者への情報伝達に必要な設備の整備

避難所となる施設では、避難者に対し、防災行政無線戸別受信機やラジオ等、重要な情報を確実に伝達する設備や、コミュニケーションボード等被災者同士のコミュニケーションを確保するための設備を備えるように努める。

ウ 避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮する。

エ 避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮することとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

オ 市（衛生部）は、過去の災害での事例を参考に必要なトイレを確保する。仮設トイレ等が必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。

(3) 津波指定避難場所及び避難路等の整備

市（本部事務局）は、津波指定避難場所への円滑な避難を推進するため、区・自主防災組織等が行う避難路の確保に関する整備事業を支援する。

※津波避難経路等整備支援事業補助金交付要綱は、資料編に示す。

第8 避難所等の市民等への周知

市（本部事務局）は、住民等の円滑な避難に資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所その他必要な事項を市民等に周知するため、これらの事項を記載した行政区別防災マップ等の印刷物の配布その他必要な措置を講ずる。

また、住民と愛玩動物が同行避難することがあるため、愛玩動物との同行避難可能施設や可能スペース等を事前に選定しておくよう努める。

※指定緊急避難場所、指定避難所、津波指定避難場所、福祉避難所の一覧は、資料編に示す。

第9 感染症に対応した適切な避難対策

市（避難部）は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン（令和2年6月策定、令和5年5月改訂）」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進する。

第10 広域避難及び広域一時滞在への対応

1 広域避難所の指定

- (1) 市（本部事務局、避難部）は、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受入れることができる避難所をあらかじめ決定しておく。
- (2) 市（本部事務局、避難部）は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることにについて、あらかじめ施設管理者の同意を得ておく。

2 受入れ体制の整備

- (1) 市（本部事務局）は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第11 留意事項

- ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意する。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と市（避難部）は十分協議し、「学校における避難所運營業務及び市町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努める。
- ・市（本部事務局）は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し必要な避難先を適切に確保するよう努める。
- ・市（本部事務局）は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。
- ・市（本部事務局）は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- ・市（救護部）は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- ・市（本部事務局）は、指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ・市（本部事務局）は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- ・市（避難部）は、住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- ・市（避難部）は、感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や有症状者の避難等の適切に対応できるよう、平常時から健康福祉事務所と連携する。また、市（本部事務局）は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- ・自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、感染症患者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。

第12款 備蓄体制等の整備

担当	市	本部事務局、支援部、救護部、水道部
	関係機関	各機関
	関係団体	各団体、区・自主防災組織、住民、事業所

第1 基本方針

市、関係機関、関係団体、住民及び事業所は、住民による自主備蓄、市・県等における現物備蓄及び流通備蓄による総合的な備蓄体制を確立し、次の基本方針に基づき備蓄等を行う。

- (1) 市（本部事務局）は、住民に対し、各家庭や職場で、平常時から3日分以上（できれば1週間分）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発するとともに、住民は自ら備蓄に努めることとする（特に食物アレルギー等で食事に特別の配慮が必要な人は、普段からの備蓄に努める）。また、区においても自主防災組織を通じて啓発する。
- (2) 市（本部事務局）は、住民の備蓄を補完するため、地震被害想定における最大避難者数を基準（風水害時については、住民の持参を原則とする。）に、公共施設の避難所への分散備蓄に努める。

地震被害想定（日本海沿岸地震）の想定避難者数

地域	想定避難者数	地域	想定避難者数	地域	想定避難者数
豊岡	2,208人	城崎	858人	竹野	262人
日高	777人	出石	419人	但東	147人
				合計	4,671人

※兵庫県地震被害想定調査報告書（1999年3月）より

- (3) 区・自主防災組織は、住民に対して、平時における備蓄の必要性について啓発する。
- (4) 住民は、風水害時において非常食、防寒着等を各自持参するとともに、平素から非常食・飲料水等3日分以上（できれば1週間分以上）備蓄を行うとともに、各自必要と思われるものを身の回りに常備しておく。特に乳児を持つ家庭や食物アレルギー等で食事に特別の配慮が必要な人等は、普段から避難時（自宅での避難も含む）等に必要と考えられる数量の備蓄に努める。
- (5) 市（支援部）は、対策が長期間にわたる災害対策要員の食料等の備蓄について検討を進める。
- (6) 市（支援部）は、市（本部事務局）と連携のうえ、救援物資の管理・輸送等について、協定締結している民間事業者のノウハウや能力等の活用に向けて事業者と調整を進める。
- (7) 市（本部事務局）は、物資の備蓄・配送・配付等の方針については、避難行動要支援者への配慮、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努める。

第2 食料

市（本部事務局、救護部）は、次のとおり食料備蓄・調達等を行う。住民が避難所等へ

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第2節第12款 備蓄体制等の整備

避難する際は、原則として、各個人が食料を持参する。ただし、地震の場合は除く。

1 備蓄、調達

(1) 食料給与対象者

- ア 避難所等に避難している被災者
- イ 住家が被害を受け、炊事ができない者
- ウ やむを得ず避難所に滞在することができない在宅避難者等
- エ 災害対策活動の従事者

(2) 目標数量

市、県、住民の分担は次のとおりとする。

区分	住民による 備蓄	行政による備蓄	
		市による備蓄	県による備蓄
発災から 4日間	1人3日分以上 (できれば1週間分) (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	
発災から 5日目		被災者の1日分相当量 (現物又は流通備蓄)	
発災から 6日目			被災者の1日分相当量 (現物・流通備蓄)
合計	3日分以上 (できれば1週間分)	2日分	1日分

(3) 備蓄品目

現物備蓄及び流通備蓄により次の品目を確保するよう努める。なお、高齢者、妊産婦や乳幼児のニーズに配慮する。

- ア 炊き出し用米穀、弁当、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食
- イ 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物等の副食・飲料水

なお、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮することとする。

- ウ 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

(4) 方法

市（本部事務局）は、1日分の現物備蓄を進める。また、農業協同組合、商工会議所、商工会、卸売市場、食料品取扱店等に対し、市内で1日以上流通備蓄を確保するよう協力を求める。

なお、災害時の災害応急対策の実施にあたり、物資等が不足し、的確かつ迅速な災害応急対策の実施が困難な場合は、災害対策基本法第86条の16に基づき、兵庫県知事に対し、必要な物資等の供給について必要な措置を講じるよう要請し、又は求めることができる。

※備蓄物資の保管場所、備蓄品目・数量は、資料編に示す。

2 搬送等

市（本部事務局）は、流通備蓄については、平時から、協力先の車両、従業員による搬送体制について協力を求めておくものとする。また、現物備蓄品については、平常時は、市（本部事務局）が管理するものとし、災害時には、市（支援部）が他の部に協力を求め、配分することを原則とするが、市の搬送が困難な場合又は市の指定避難所以外の場所への搬送が必要な場合は、区・自主防災組織等が搬送について協力する。

第3 生活必需物資

市（本部事務局）は、次の生活必需品等の個人による備蓄を促すとともに、備蓄並びに物資の調達について関係団体等に協力を求める。

1 備蓄、調達

(1) 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 備蓄目標数量

男女のニーズの違いや高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等を対象とした物品について、対象者や用途を考慮して必要な数量を見積もる。

(3) 備蓄品目

あらかじめ、調達先及び在庫量の確認を行うのは、次のとおりである。このうち、発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、その確保等に重点的に取り組むとともに、避難行動要支援者への配慮を行う。

ア 寝具（敷・掛け布団、毛布等）

イ 外着・肌着（下着、上着・防寒着、靴下等）

ウ 炊事用具・食器（哺乳瓶、紙皿、紙コップ、割り箸、鍋、やかん等）

エ 日用品（トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、土のう袋、仮設トイレ、ブルーシート、大人用おむつ、タオル、歯ブラシ、石鹸、サランラップ、マスク、消毒液等）

オ 光熱材料等（懐中電灯、乾電池、卓上コンロ、カセットボンベ等）

カ 燃料

(4) 調達方法等

市（本部事務局）は、商工会議所、商工会、小売店等、関係団体に備蓄（流通備蓄含め）について協力を求める。

2 搬送等

食料の項に準じる。

第4 衛生物資

市（本部事務局）は、災害発生直後に感染症対策に留意した運営を行えるよう、次の衛生

第2節第12款 備蓄体制等の整備

第1章 総則

物資の個人による備蓄を促すとともに、備蓄並びに物資の調達について関係団体等に協力を求める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

1 備蓄、調達

(1) 品目

ア 感染症対策用衛生物資等

消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など

イ 健康管理用資材等

非接触型体温計 など

ウ 運営スタッフ防護用物資等

マスク、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード など

エ 避難所運営用資材等

間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド 含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

(2) 調達方法等

市（本部事務局）は、商工会議所、商工会、小売店等、関係団体に備蓄（流通備蓄含め）について協力を求める。

2 搬送等

食料の項に準じる。

第5 応急給水

市（水道部）は、次の給水体制の整備を進める。

1 給水対象者

災害のために上水道の給水が停止した断水世帯等

2 給水目標数量

時 期	給水目標数量
災害発生から3日間	1人1日3リットル
4日～10日目	1人1日3～20リットル
11日～20日目	1人1日20～100リットル
21日目以降	1人1日100リットル～被災前の水準

3 供給体制の整備

(1) 運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。

(2) 災害時における関係機関間の情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう、演習、訓練結果を踏まえて給水資機材、マニュアル等の充実を図る。

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

※マニュアルは、資料編に示す。

(3) 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づくブロック内市町間の演習や訓練等に参加し、手順等について確認しておく。

(4) 停電を想定し、関西電力送配電に対し非常用発電機車の出動について協力を要請しておく。

※水道災害に対する防災用資機材備蓄は、資料編に示す。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第13款 住宅対策の充実

担当	市	本部事務局、工務部、調査部
	関係機関	県
	関係団体	住民

第1 兵庫県住宅再建共済（フェニックス共済）制度への加入促進

市（本部事務局）は、被災者が自立した生活を再建できるよう、兵庫県住宅再建共済制度の趣旨を踏まえ、県が実施する加入促進・広報活動に協力するとともに、平常時から住民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、共済への加入広報活動に努める。

住民は、自らの財産は自らが守る自助精神に基づき、共済制度に積極的に加入する。

※兵庫県住宅再建共済（フェニックス共済）制度の概要は、資料編に示す。

第2 被災建築物応急危険度判定体制の整備

市（工務部）は、地震により被災した建築物の後発地震等による倒壊、部材の落下などによって生じる2次災害から住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

1 危険度判定実施体制の整備

県及び建築団体等に協力して、兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会における地域内の連携及び相互体制の整備に努める。

2 判定資機材の備蓄

県と分担して、応急危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

(1) 備蓄品目

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

第3 被災宅地危険度判定体制の整備

市（工務部）は、災害により被災した斜面宅地への新たな降雨や後発地震等による2次災害から住民の安全を確保するため、被災宅地の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

1 危険度判定実施体制の整備

県に協力して、被災宅地危険度判定の実施体制の整備に努める。

2 判定資機材の備蓄

県と分担して、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

(1) 備蓄品目

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

3 危険度判定の実施計画

(1) 実施主体

ア 市（工務部）は、危険度判定を実施する場合は、兵庫県被災宅地危険度判定実施要綱に基づく判定業務実施マニュアル第2章（実施本部の業務）に基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請することとする。

イ 県は、支援要請を受けた場合は、判定業務実施マニュアル第3章（支援本部の業務）に基づき、支援本部を設置し、その業務に当たることとする。

(2) 対象

地震又は豪雨により被災した宅地を対象とすることとする。

(3) 実施方法

ア 判定実施本部、支援本部及び判定士は、判定業務実施マニュアルに基づき、危険度判定を実施するための体制をとり、危険度判定を実施することとする。

イ 被災規模が甚大な場合は、他の都道府県に支援を要請するとともに、国土交通省に調整を依頼することとする。

(4) 判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努めることとする。

第4 家屋被害認定士の育成

災害対策基本法第90条の2で市長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定められている。

市（調査部、本部事務局）は、災害時における多くの被災者支援制度において、市が発行するり災証明書が必要となることから、即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士の養成に努め、災害時における家屋の被害調査の迅速化と適正化を図り、被災者支援制度の円滑な実施に努める。

1 家屋被害認定士制度

県では、「兵庫県家屋被害認定士制度要綱」（平成18年1月27日制定）に基づき、家屋被害認定士の養成、認証、登録、管理を行うとともに、担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図ることとされている。

(1) 家屋被害認定士の役割

ア 災害時において市長より調査員に命ぜられ、被害調査を行う。

イ 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。

ウ 調査員となる他の職員等に対して、必要な教育等を行う。

(2) 家屋被害認定士の対象者

ア 市町職員

イ 県職員

ウ 建築及び不動産関係団体の会員

第2節第13款 住宅対策の充実

第1章 総則

2 家屋被害認定士の養成等

市（調査部、本部事務局）は、職員を家屋被害認定士養成研修等へ参加させ、家屋被害認定士の養成に努めるとともに、災害時に迅速に調査実施できる体制整備に努める。

3 調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制

市（本部事務局）は、災害時において家屋被害の認定調査が迅速に行えるよう、協定締結を促進するなどにより県、他市町との相互応援体制の整備を図る。

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第14款 要配慮者支援対策の強化

担 当	市	救護部、本部事務局、消防部、その他関係各部
	関係機関	県
	関係団体	社会福祉協議会、民生委員・児童委員連合会、区・自主防災組織、地域コミュニティ組織、身体障害者福祉協会、但馬障害者通所施設連絡会、豊岡ろうあ協会、豊岡市障害者自立支援協議会、豊岡市特養・施設長連絡協議会、国際交流協会、NPO法人にほんご豊岡あいうえお、看護協会、消防団、FMたじま、訪問介護サービス業者、介護福祉専門員、指定避難所の施設管理者、社会福祉施設の管理者

第1 要配慮者の避難支援体制の確保

1 要配慮者の日常的把握

市（救護部）は、防災担当部局や福祉関係組織、当事者団体、支援団体等とも連携し、平常時から要配慮者に関する情報を把握するよう努める。このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な要配慮者）については、災害対策基本法第49条の10、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府平成25年8月）並びに豊岡市災害時要援護者名簿に関する条例（平成29年豊岡市条例第31号）及び豊岡市災害時要援護者名簿に関する条例例施行規則（平成29年豊岡市規則第29号）に定める避難行動要支援者名簿を整備しておくこととする。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、名簿情報の適切な管理に留意しつつ、名簿を有効に活用することとする。

区・自主防災組織は、区内の要配慮者の把握はもとより、災害時における安否確認や避難誘導、避難所での見守り体制等、避難支援を迅速かつ適切に行える体制づくりに努める。

2 要配慮者情報の共有と避難支援体制の整備

市（救護部）は、「要配慮者名簿」を整備し、区・自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等と要配慮者情報の共有を図る。区・自主防災組織は提供された名簿をもとに、各地区における避難支援体制及び避難行動要支援者ごとに「いつ、誰が、誰を、どこに」避難誘導するのかを定めた「個別避難計画」の整備を推進する。その際にも、「要配慮者名簿」情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるものとする。

また、区・自主防災組織では必要に応じて、福祉関係組織、当事者団体、支援団体等とも協力して、

①名簿記載の要件を満たしている方で名簿に登載されていない方への登録勧奨

②要件に該当しないものの、支援を希望する人等の把握

に努める。特に、障害者に対しては、避難支援が円滑に行えるよう、豊岡市障害者自立支援協議会が作成した「災害時安心ファイル」の普及・啓発も合わせて行うとともに、その利用を勧める。

※「豊岡市災害時要援護者名簿に関する条例並びに同条例施行規則」、「避難行動要援護者個別支援計画（様式）」は、資料編に示す。

3 地域における避難支援体制の整備

市（救護部）は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災部局と福祉部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める。

市（救護部）は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。

自主防災組織等は、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に取り組む。

市は、自主防災組織等と連携して個別避難計画の作成に取り組む居宅介護支援事業所、相談支援事業所等を支援し、防災と福祉の連携の促進を図る。

4 避難行動支援に係る地域の共助力の向上

市（救護部、本部事務局）は、関係機関と連携し、高齢者や障害者、福祉施設職員等に対する研修や、防災訓練の実施等地域の防災力を高めるための取組みの推進を図る。区・自主防災組織は、個別避難計画に基づく防災訓練等に取り組むこととする。

また、災害時に要配慮者の避難支援を担当する避難支援等関係者が、自身や家族等の安全確保を図りつつ、地域の実情や災害の状況に応じて、共助の精神により可能な範囲で避難支援を行うことに留意しつつ、ボランティア保険等の加入を通じて避難支援等関係者の心理的負担等を軽減する措置を講じる。

5 障害者、外国人への情報伝達方法の確立

市（救護部）は、避難所において通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力体制を整備する。

また、市（本部事務局）は、外国人に対し、国際交流協会、NPO法人にほんご豊岡あいうえお、FMたじまと協力して、英語等による防災啓発に努める。

市（消防部）は、高齢者、障害者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努める。

(1) 生活情報リーフレットによる防災情報の提供

(2) ひょうごE（エマージェンシー）ネットをはじめ、インターネット、FMたじまを用いた外国語による啓発の実施

第2 社会福祉施設等の整備

1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

市（本部事務局、救護部）は、高齢者、障害者等で一般の避難所では生活が困難な者の受入れについて、協力が得られる社会福祉施設を福祉避難所として指定する。また、その他の社会福祉施設についても一時入所者の受入れ等について協力を求める。

さらに、市（本部事務局）は、福祉避難所が不足する場合に備えて、旅館やホテル等の使用について検討する。

※福祉避難所として指定する施設の一覧は、資料編に示す。

2 社会福祉施設の対応強化

市（本部事務局、救護部）は、社会福祉施設を利用する高齢者や障害者等の災害時における安全確保のため、社会福祉施設に対し防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練内容を充実させるよう協力を求めるとともに、事業継続計画（BCP）の策定支援を行う。

また、社会福祉施設が被害を受けた場合に備え、社会福祉法人相互間の協力体制を構築するよう働きかけを行う。

3 不特定多数の人が利用する施設の整備

市（救護部、その他関係各部）は、高齢者や障害者等をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備を推進するよう指導する。

- (1) 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備
- (2) 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難所への誘導を表示する設備の整備

4 高齢者、障害者等に配慮した避難所等の確保

指定避難所の施設管理者は、高齢者、障害者等の利用を考慮して、施設のバリアフリー化（段差の解消、トイレの洋式化等）や福祉避難所の確保などに努める。

また、市（本部事務局、救護部）は、社会福祉施設等との協定により、災害時に避難行動要支援者を受け入れるために必要な配慮がなされた福祉避難所の確保に努めることとする。

5 避難所生活支援体制

社会福祉協議会は、高齢者や障害者の避難所生活や社会福祉施設等への移送を考慮して、介助用具、福祉対応車両、簡易ベッド、車いす、ストレッチャー等を確保するための体制整備に努める。

また、市（支援部）は、流動食、粉ミルク、紙おむつ等の避難行動要支援者に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調達体制の整備に努める。

なお、避難所での避難行動要支援者への支援や福祉避難所への移送及び福祉避難所での介護等については、家族や地域支援者等の介助者が行うこととするが、必要に応じて社会福祉協議会や但馬障害者通所施設連絡会へ協定に基づく応援を要請する。

協定に基づく応援の例

第2節第14款 災害時要援護者支援対策の強化

第1章 総則

- (1) 要配慮者及びその家族への避難場所の提供
- (2) 要配慮者への支援等（指定避難所等での支援等を含む）
- (3) 可能な範囲での要配慮者の福祉避難所への移送
- (4) その他、加盟施設が可能とするサービスの提供

第2章 災害予防

第3 避難行動要支援者関連施設への対応

「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29(2017)年6月に改正され、土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となった。

そのため、市、当該施設管理者は以下のことに取組むものとする。

- (1) 当該施設管理者は、「施設の防災体制」、「利用者の避難誘導方法」、「防災に関する資機材等の整備」、「防災教育・防災訓練の実施」等について計画に定め、市長へ報告する。
- (2) 市（本部事務局、救護部）は、水防法に基づく浸水想定区域若しくは土砂災害防止法に基づく警戒区域が設定された場合には、同区域内の避難行動要支援者関連施設の名称、所在地を地域防災計画に掲載し、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難が行われるよう、浸水若しくは土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設の管理者等に伝達する体制を整備するとともに、避難確保計画の作成状況の確認、防災体制整備状況の指導、助言を行うなど総合的な避難対策を講じる。
- (3) 市（本部事務局）は、浸水区域及び土砂災害警戒区域内の避難行動要支援者関連施設の名称と所在及び災害リスク等をハザードマップ等で住民に周知する。

※浸水区域及び土砂災害（特別）警戒区域に係る避難行動要支援者関連施設として地域防災計画に定める施設の名称と所在は、資料編に示す。

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第15款 災害廃棄物処理体制の整備

担 当	市	衛生部、工務部
	関係機関	
	関係団体	

1 廃棄物処理施設等の災害予防対策

市（衛生部、工務部）は、災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、次の災害予防対策に努める。

- (1) 処理施設等の点検、浸水対策、耐震化、不燃堅牢化等
- (2) 処理施設の非常用自家発電設備等の整備及び断水時に機器等冷却水等に利用するための地下水及び河川水の確保

2 災害時の廃棄物処理計画

市（衛生部、工務部）は、災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、大規模な地震、洪水を想定し、以下のことを定めた災害廃棄物処理計画を策定する。なお、洪水を想定する場合、平成16(2004)年台風23号の実績を十分踏まえるものとする。

※平成16(2004)年台風23号の災害ごみ処理実績は、資料編に示す。

- (1) 被災地区・規模の想定
- (2) 災害時のし尿、ごみ、ガレキ等の発生量の予測
- (3) 仮設トイレ、消毒・脱臭剤等の備蓄、調達体制
- (4) 排出ルール
- (5) 収集・運搬体制、ルート
- (6) 仮置場の配置計画・運営体制
- (7) 中間処理、再資源化、最終処分場等での処理の方法・手順
- (8) 周辺市町との協力体制、広域的な処理・処分の方法・手順
- (9) 粉塵、消臭等の環境対策
- (10) 有害物質の漏洩、アスベスト等の飛散防止措置
- (11) 処理施設の補修資機材の備蓄・調達、応急復旧体制
- (12) 収集運搬車両・機器等の点検、洪水時避難対策、緊急出動体制

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第2節第15款 災害廃棄物処理体制の整備

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

地震被害想定（日本海沿岸地震）による仮設トイレの必要推定数

地域	想定避難者数	1日あたり排泄量（ℓ）	仮設トイレ必要数
豊岡	2,208人	3,091	37
城崎	858人	1,201	14
竹野	262人	368	4
日高	777人	1,089	13
出石	419人	587	7
但東	147人	206	2
合計	4,671人	6,542	77

（注）算定条件は次のとおり（断水箇所、水洗化の状況等は考慮しない）

- ・仮設トイレの容量：250リットル／基
- ・1人1日あたり排泄量：1.4ℓ（厚生省水道環境部、1993、し尿処理施設構造指針解説）
- ・し尿回収頻度：1回／3日

地震被害想定（日本海沿岸地震）によるガレキ発生推定量

地域	木造建物 全壊棟数	非木造建物 大破棟数	ガレキ量（t）	
			可燃系	不燃系
豊岡	993	30	19,909	56,672
城崎	407	27	8,608	26,914
竹野	41	0	784	2,029
日高	116	0	2,219	5,742
出石	72	0	1,377	3,564
但東	10	0	191	495
合計	1,639	57	33,088	95,416

（注）算定条件は次のとおり

- ・解体棟数：木造「全壊数」、非木造「大破数」
- ・1棟あたり延床面積（㎡）：木造98.6、非木造254.0（平成16年版豊岡市統計書）
- ・可燃系ガレキの発生原単位（t/㎡）：木造0.194、非木造0.12（兵庫県南部地震）
- ・不燃系ガレキの発生原単位（t/㎡）：木造0.502、非木造0.907（兵庫県南部地震）

3 応援体制の整備

市（衛生部）は、県内の各市町において締結された「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」等に基づき、廃棄物対策に関する情報交換や連絡方法等必要な協議及び調整を行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるようにする。

（1）兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

市は、県との間で廃棄物処理の円滑実施をめざし、協定を締結している。この協定に基づき、県が被災地市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制が整備されている。

協定内容 ① 県が被災市町の要請を受けて調整

② ①に基づき各市町間で相互応援を実施

(2) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定

県は、市町相互応援協定のほか、（一社）兵庫県産業廃棄物協会、神戸市安全協力会、（一社）兵庫県水質保全センター、（一社）日本建設業連合会（関西支部）、兵庫県環境整備事業協同組合及び兵庫県環境事業商工組合との間で、県の要請・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。

協定内容 ① 県が被災市町の要請を受け各団体に要請・調整

② ①に基づき各団体が被災市町を応援

(3) 費用負担

災害廃棄物処理事業の国庫補助対象となるものについては、原則として応援を受けた市町が負担することとする。

※兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定は、資料編に示す。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第16款 災害ボランティア活動の支援体制の整備

担当	市	支援部
	関係機関	県、日本赤十字社
	関係団体	社会福祉協議会、兵庫県防災士会豊岡ブロック、区・自主防災組織

第1 災害ボランティア活動の支援体制の整備

市（支援部）は、大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、ボランティアの参画による円滑な災害応急活動の推進を図るため、平常時から社会福祉協議会その他ボランティア団体との連携を図り、協定細目を定めるとともに、ボランティアセンターへの派遣体制をあらかじめ定めておくなど、災害ボランティア活動支援体制の強化を図る。

社会福祉協議会は、復興期における災害ボランティアセンターの円滑な運営を支援するため、市内外の団体と協力体制を構築し、運営支援に関する協定の締結を進める。

併せて協定締結団体及び関係機関との定期的な情報共有や研修を実施するよう努める。

なお、市は社会福祉協議会との間に「災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」を締結している。

※「豊岡市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書」は、資料編に示す。

第2 「災害時ボランティア活動の支援マニュアル」の充実

社会福祉協議会は、市（支援部）と協働して、災害ボランティアの受入体制を充実させるため、県の「災害ボランティア活動支援指針」等を参考に、「災害ボランティア活動支援マニュアル」の充実に努める。

※「社会福祉協議会豊岡市災害ボランティアセンター活動マニュアル」は、資料編に示す。

第3 受入体制

市（支援部）は、大規模災害が発生した場合、主として次の活動についてボランティアの協力を得ることとし、社会福祉協議会と連携して受入体制の整備に努める。

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受入事務

第4 ボランティア活動の支援拠点の確保

市（支援部、本部事務局）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会等と連携を図りながら、ボランティア活動の支援拠点の確保に努めることとする。

第5 災害ボランティア活動の環境整備

市（支援部）、社会福祉協議会は、県と協力して、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、ボランティア団体及びNPO等との連携を図りながら、災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化、必要資機材の整備その他の環境整備に努める。これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティア・行政・住民が連携した訓練等）の実施に努める。

また、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境に配慮する。

さらに、災害ボランティアが各地域に支援活動に入る際の円滑な受入れのため、平常時から区・自主防災組織に対し、理解と協力を得るよう努める。

区・自主防災組織は、災害ボランティアの円滑な活動に協力することが、被災地域の早期復旧・復興に資することから、区民の協力がスムーズに得られるよう平常時から啓発に努める。

第6 資機材等の確保等

社会福祉協議会は、あらかじめ災害ボランティアに貸出し可能な資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備することとする。

市（本部事務局）は、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材について、ホームセンターとの間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努めることとする。

第7 防災士組織との連携

市（本部事務局）は、市の地域特性を熟知し、防災・減災対策に造詣の深い防災士（兵庫県防災士会但馬エリア豊岡ブロック等、市内在住の防災士の組織）と連携し、平常時における防災・減災活動を推進する。

（防災士組織による活動事例）

- (1) 自主防災組織の活動方針、マニュアル作成支援
- (2) 学校園が実施するメモリアル防災授業における指導・助言
- (3) 市出前講座・自主防災組織、地区コミュニティ組織の研修会における指導・助言
- (4) 防災訓練への参加並びに指導助言
- (5) 災害ボランティアセンターへの協力

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第 1 7 款 水防対策の充実

担 当	市	本部事務局、工務部、消防部、水道部
	関係機関	豊岡河川国道事務所、県
	関係団体	消防団、区・自主防災組織

第 1 水防訓練の充実

市（本部事務局、工務部、消防部）は、消防団員の水防技術習得のための水防訓練の実施や研修会等への参加促進を行う。また、国、県、消防団と協力し、自主防災組織と連携した水防訓練を行う。

市は台風23号メモリアル水防訓練に職員を参加させるとともに、区・自主防災組織は、市が行う訓練等へ積極的に参加する。

- （水防訓練内容）
- (1) 土のうづくり
 - (2) 水防工法
 - (3) 水難救助訓練

第 2 浸水想定区域における避難確保措置及び住民への周知

(1) 市（本部事務局）は、新たな浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び特別警戒水位到達情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を地域防災計画に定める。

(2) 市（本部事務局）は、浸水想定区域内に以下の施設がある場合は、水防法第15条の規定に基づき、地域防災計画にこれらの名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

- ア 地下街等（地下に設けられた不特定多数が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの
- イ 避難行動要支援者利用施設で洪水時に利用者の円滑な避難の確保が必要なもの
- ウ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として本市条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

(3) 市（本部事務局）は、浸水想定区域が指定された区域の住民に、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のために必要な事項を周知する。

(4) 市（本部事務局）は、浸水想定区域、避難場所、安全な避難経路等を検討するための総合的な資料として防災マップ等を作成し、公表・配布する。なお、河川近傍や浸水深の深い区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。避難場所の安全性等については常に点検し、定期的にハザードマップの修正等を行う。

- (5) 市（本部事務局）は、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、防災マップ等を活用し、災害リスクのわかりやすい提供に努める。
- (6) 区・自主防災組織は、住民の安全確保を図るため、次のような取組みを進める。
- ア 河川近傍や想定浸水深が高いエリアの区民に対しては、指定緊急避難場所等、安全を確保できる場所への早期避難について啓発する。
 - イ 3階建以上の鉄筋コンクリート造建築物等、想定される浸水深より高い場所に安全を確保できるスペースのある建物について、施設管理者と協議の上、緊急避難場所としての利用について協議する。
 - ウ 逃げるタイミングを失した場合への対応策として、想定される浸水深よりも高い場所に安全を確保できる区民宅があれば、当該区民の理解を得た上で、ご近所避難場所としての利用を検討する。
 - エ 自家用車等の退避場所を検討する。
- 市（本部事務局）は、区・自主防災組織によるこれらの取組みについての助言等の支援を行う。

第3 避難確保計画の作成指導等

(1) 要配慮者利用施設

水防法及び土砂災害防止法に基づき、浸水区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。市（本部事務局、救護部）は、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市は同計画を作成するよう指示することとする。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市長は円かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(2) 大規模工場等

市（本部事務局）は、本計画に定められた大規模工場等の所有者又は管理者に対し、国土交通省令で定める利用者の洪水時の浸水の防止に必要な計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置を支援する。

(3) 地下街等

市（本部事務局、工務部）は、浸水想定区域内に地下街等が建設される場合は、所有者、管理者等に国土交通省令に則した避難確保計画又は浸水防止計画の作成を指示し、速やかに計画を公表するよう指導するとともに、洪水時の避難の確保、浸水の防止のための訓練の実施及び自衛水防組織の設置を支援する。

また、これに該当しない、特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき浸水対策、避難対策の普及を促進する。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第4 その他の対策

1 情報の収集・伝達・共有

市（本部事務局、工務部）は、水位計、雨量計、河川監視カメラ等、的確な水防活動のための情報収集や住民の迅速な避難行動につながる施設整備について国、県に対し要請する。

また、避難指示の判断に資するため、河川管理者から直接伝達される洪水予報等の情報の収集及び住民等への伝達体制の整備を図る。

住民は、自ら情報を収集し、迅速な避難、安全確保行動に役立てる。

2 防災資機材の整備等

市（本部事務局、工務部）は、定期的に水防資機材の点検を行い、整備充実を図る。

※重要水防箇所、防災用資機材備蓄一覧は、資料編に示す。

3 河川管理者の協力

市（本部事務局、工務部）は、水防法第2条等の規定に基づき、河川管理者と協議の上、本計画に河川管理者の水防活動への協力内容を位置付ける。

河川管理者の協力が必要な具体的事項は以下のとおり。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（円山川・出石川・奈佐川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報等）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- (6) 水防活動の記録及び広報

4 水防協力団体との連携強化

市（本部事務局、工務部）は、水防法第36条の規定に基づき、民間企業、自治会、ボランティア団体等を、その申請により水防協力団体として指定し、次の事項について協力を求めるよう努める。

- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動への協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集及び提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

第18款 土砂災害対策の充実

担当	市	本部事務局、救護部、工務部
	関係機関	
	関係団体	自主防災組織（住民）

第1 土砂災害による被害を防止するための対策

市（本部事務局、救護部、工務部）は、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次の項目について本計画に定める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達の方法
- (2) 土砂災害に関する予報及び警報の発令の伝達及び伝達方法
- (3) 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (4) 指定緊急避難場所等土砂災害に対する安全性が確保された避難場所の指定
- (5) 防災マップ等を活用するとともに、土石流の危険区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する（区内でも相対的に安全な場所への『ご近所避難』を行う）などの実践的な避難訓練の実施
- (6) 高齢者や障害者等の入所・通所施設等、主として避難行動要支援者が利用する施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法。また、施設利用者の円滑な安否確認のため、関係機関等との利用者情報の共有方法。
- (7) 土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市長は同計画を作成するよう指示することとする。
- (8) 土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転・改修又は建築物（ホテル・旅館）の改修に対し、助成を行う。

第2 防災意識の高揚を図るための対策

- (1) 市（本部事務局、工務部）は、土砂災害に対する防災意識の高揚を図るため、次の対策に努める。

ア 平常時

- (ア) 市広報やホームページ等に、情報収集の仕方や土砂災害への備え、正しい避難方法等についての情報を、わかりやすい内容で掲載する。また、効果的に出前講座等を実施する。
- (イ) 住民の自主避難を促進するため「簡易雨量計」や、「豊岡市土砂災害危険度予測システム」の周知・啓発
- (ウ) 土砂災害警戒区域等の範囲や指定緊急避難場所、避難方向等を記載した防災マ

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第2節第18款 土砂災害対策の充実

第1章 総則	マップ等の作成・公表 (エ) 土砂災害に対して警戒を要する区域であることを明示した看板の設置 (オ) 過去の土砂災害に関する映像等の情報提供 (カ) 土砂災害発生のおそれを判断する土砂災害警戒避難基準雨量に関する情報の提供 (キ) 区の置かれた状況に応じた独自の防災マップや避難のルール・手引き等の作成支援
第2章 災害予防	イ 緊急時 (ア) 雨量情報の提供 (イ) 避難情報等の伝達 (2) 自主防災組織（住民）は、平常時から市等が行う出前講座や防災ワークショップ等の研修会に積極的に参加し、土砂災害に関する防災意識を高めるとともに、緊急時における市等からの避難情報に細心の注意を払う。
第3章 風水害応急	
第4章 地震・津波災害応急	
第5章 雪害・大規模事故等災害応急	
第6章 災害復旧・復興	

第19款 津波・高潮対策の充実

担当	市	本部事務局、調査部、農林部、工務部、消防部、城崎・竹野地域本部
	関係機関	県、警察署、豊岡河川国道事務所
	関係団体	消防団、区・自主防災組織、漁業協同組合、海水浴場管理者等

第1 津波対策の考え方

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、国の中央防災会議では、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」を公表した。

この中で、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に次の2つのレベルの津波を考える必要があるとされている。

(1) 最大クラスの津波（L2津波）

- ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波
- イ 住民等の生命を守ることを最優先し、避難を軸に地域の実情に応じた総合的な対策を講じる。

(2) 比較的発生頻度が高い一定程度の津波（L1津波）

- ア 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- イ 人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

これを受け、平成30(2018)年3月、県は、科学的知見を踏まえ、最大クラスの津波を想定した「日本海沿岸地域津波浸水想定区域図」を作成・公表した。

市（本部事務局）は、住民の生命を守るため、県が想定した最大クラスの津波浸水想定を踏まえ、日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラムに基づき、津波災害対策を講じる。

市（農林部、工務部）は、市が管理する海岸保全施設等について、設計対象の津波高を超えた場合であっても、施設の効果が粘り強く発揮できるような対策を検討する。

第2 防潮堤等海岸施設の整備方針

各施設管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平常時の管理を徹底する。

また、津波、高潮による被害のおそれのある地区において、防潮堤、防波堤、水門等の河川、海岸、港湾等の施設を整備する場合、津波に対する安全性に配慮する。

なお、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき県が設定する津波浸水想定を踏まえ、必要に応じて津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を作成する。

第3 津波警報等、避難情報の情報伝達体制の整備

1 警報等の伝達の迅速化

市（本部事務局、農林部、工務部、消防本部）及び関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、沿岸部の住民等への高潮に関する避難情報や大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報（以下、「津波警報等」という。）伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間等における情報伝達体制を整備しておく。

市では、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、直ちにその内容を防災行政無線で全市一斉に自動放送する。自動放送の起動と同時に災害対策本部を設置し、休日、夜間等でも在勤する消防指令センターより、消防指令システムと連携させた防災行政無線放送を通じて、港地区、城崎地域の円山川沿い及び竹野地区に、大津波避難指示又は津波避難指示を発令する。また、緊急速報メールにより市民等（一時的に市内に滞在する人を含む）に伝達する体制を整備している。

2 通報・通信手段の確保

市（本部事務局）及び関係機関は、広域かつ確実に警報等を伝達するため、複数の伝達手段を確保するなど、通報・通信手段の多重化を図る。

また、サイレンの使用、とよおか防災ネット、緊急速報メール等多様な手段を活用することにより、海浜地への警報伝達体制を整備しておく。

3 伝達協力体制の確保

市（本部事務局）は、多数の人出が予想される漁港、港湾、海水浴場、釣り場、沿岸部の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等について、あらかじめ沿岸部の施設管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）及び消防団、自主防災組織と連携して、これらの者との協力体制を確保するように努めるとともに、特に沿岸部の区・自主防災組織等に対し要請に基づき出前講座等により津波浸水想定区域や警報等発表時の安全確保行動等について啓発を行う。

第4 津波監視体制等の確立

気象庁（大阪管区気象台）は、地震発生後、約3分を目標に津波警報等を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報等が間に合わない場合も考えられるため、市（城崎・竹野地域本部）は、震度4以上の地震を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに海面の監視若しくはテレビ等での情報収集・ラジオの視聴等の津波監視体制をとり、防災行政無線等を活用して住民に警戒を呼びかける。

なお、海面の監視に当たっては、派遣する監視要員をあらかじめ定めておくとともに、監視の際には海岸に近寄ることなく、高台等安全な場所から目視できる範囲を監視するものとする。

第5 避難対策の推進

平常時から津波、高潮の危険性を広く啓発する。

第1章
総則
第2章
災害予防
第3章
風水害応急
第4章
地震・津波災害応急
第5章
雪害・大規模事故等災害応急
第6章
災害復旧・復興

1 観光地等利用者の避難誘導

- 市（本部事務局、調査部、城崎・竹野地域本部）は、次の対策を実施する。
- (1) 観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及び消防団や自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めておく。
 - (2) 観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に避難所等を盛り込んだ防災マップ等の掲示を行うなど、その地域の津波に対する特徴を事前に周知する。

2 避難場所の指定及び避難路の整備

市（本部事務局、城崎・竹野地域本部）は、県が作成した日本海沿岸地域津波浸水想定図や高潮浸水想定区域図を参考に、地形、施設の状況を考慮して、津波・高潮時の避難場所を定めるとともに、標高等を示した誘導標柱や標示板が設置されている津波指定避難場所の周知に努める。また、区・自主防災組織が行う津波避難経路等整備を支援し、地域住民が津波から円滑に避難できる体制確保に努める。

その他、耐浪化の図られた安全な構造の公共施設や民間ビルを津波避難場所として活用するなどにより効果的な配置に努める。

※津波指定避難場所は、資料編に示す。

3 避難誘導時の防災業務事務従事者の安全確保対策

消防職・団員、警察官、防災関係職員等で住民等の避難誘導や防災対応等の業務従事者は、自身の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難支援など緊急対策を行う。

市（各部）は、防災業務従事者の安全確保に努める。

第6 住民への啓発活動等の実施

市（本部事務局）は、津波、高潮からの避難を迅速に行うため、日頃から住民に対する啓発活動を実施する。

住民は、「自らの命は自ら守る」という大原則のもと、平常時から津波・高潮災害等に備え、警報等発表時には、自らの身の安全を守るため、率先した避難行動をとる。

特に、津波発生時には「徒歩」によることを原則とするが、各地域によって、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等に違いがあることを踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合の方策についても検討を行う。2024年1月の能登半島地震における津波避難では、屋内の津波避難施設の解錠に課題が生じたことから、当該施設にダイヤル付震度感知式鍵保管庫に交換を行っており、津波災害時の鍵保管庫の使用方法和ダイヤル番号公表方法の周知を継続して行うものとする。

1 津波に対する防災意識の高揚

市（本部事務局）は、津波・高潮に関する研修等を開催し、津波・高潮に関する知識の向

第2節第19款 津波・高潮対策の充実

第1章 総則

上及び防災意識の高揚を図る。

また、沿岸部の自主防災組織は、想定される浸水深や避難場所（標高高入り）、地震・津波への対応方法が明記された行政区ごとの津波ハザードマップ等を活用し、図上訓練や津波に関する自主防災活動マニュアル等の作成を行う。

（主な普及・啓発事項）

- (1) 避難行動に関する知識
- (2) 津波の特性に関する情報
- (3) 津波に関する想定・予報の不確実性
- (4) 家庭での予防・安全対策
- (5) 特別警報・警報・注意報発表時や避難情報発令時にとるべき行動、避難場所での行動
- (6) 家庭内の連絡方法や避難のルールの取り決め

第2章 災害予防

2 日頃の備えの充実

- (1) 市（本部事務局）は、津波浸水想定区域や高潮浸水想定区域における避難場所や避難経路の住民への周知、避難時の情報収集に必要なラジオや防災行政無線戸別受信機の携行等、非常持ち出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報・啓発に努める。
- (2) 区・自主防災組織は、消防団、警察署等と協力し、避難者の掌握、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者の把握・避難誘導や必要な応急救護活動が行える体制を整備する。
- (3) 市（本部事務局）は、区・自主防災組織が行う津波避難経路等整備事業に対し支援する。

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

3 津波・高潮防災訓練の実施

市は、関係機関、住民、自主防災組織と協働して、迅速かつ正確な情報伝達、適切な避難、関係機関との連携等実践的な津波防災訓練を実施する。

港地区及び竹野地区では、関係区長（竹野浜自治会含む。）と屋内の津波避難施設の解錠方法やダイヤル付震度感知式鍵保管庫の使用方法を確認するなど、早いところは10分で到達する津波災害に備えた訓練を取り入れるものとする。

また、その際、避難行動要支援者にも十分配慮した訓練とし、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第20款 地区の孤立に備えた対策の推進

担当	市	支援部、本部事務局、救護部、農林部、工務部、水道部、消防部、地域本部
	関係機関	
	関係団体	消防団、区・自主防災組織

市（各部）は、消防団、区・自主防災組織とも連携し、孤立化のおそれのある地区について次の対策を推進する。

1 情報収集・伝達体制の確保

市（支援部、本部事務局、地域本部）は、孤立化のおそれがある地区について次の対策を推進する。

- (1) 携帯電話の不通・通話断の解消等、地区の実情に応じた適切な非常通信手段の確保対策としての衛星携帯電話の貸与、及び定期的な通信訓練などによる機器の操作方法の習熟
- (2) 既存通信機器の定期的保守点検の実施及び非常用電源（燃料等も含む）等の確保、及び防災訓練等を通じた通信機器や非常用電源の使用法の習熟
- (3) 道路被害情報等の収集及び関係機関への情報提供を迅速に行うため、区・自主防災組織、消防団等との連携体制の確立

2 物資供給、救助活動への備え

市（本部事務局、救護部、消防部、地域本部）は、孤立化のおそれがある地区について次の対策を推進する。

- (1) 水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具等についての自主防災組織や各家庭での備蓄
- (2) 救援物資の緊急輸送及び救助活動が可能となるよう、ヘリコプターや無人航空機の臨時離着陸適地の選定、その他着陸可能な場所（田畑、農・林道等）の把握

3 道路・ライフライン等寸断への対策

市（農林部、工務部、水道部）は、迅速な道路被害等の情報の収集及び関係機関への情報提供が行えるよう、情報収集のための連携体制等の整備に努める。

4 避難行動要支援者等の支援

市（救護部）は、孤立化のおそれがある地区について、区・自主防災組織、福祉関係者等と連携した避難行動要支援者情報の収集伝達体制の整備を推進する。

5 住民への啓発

市（本部事務局）は、区・自主防災組織等に対し、孤立化に対する備えとして、公助に頼らない自助・共助の備えとして、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第2節第20款 地区の孤立に備えた対策の推進

第1章 総則	救出用具、簡易トイレ、電気を必要としない暖房器具等の備蓄や孤立時の対応について周知・啓発する。 区・自主防災組織は、非常時の備えとして住民への啓発に取り組む。
第2章 災害予防	
第3章 風水害応急	
第4章 地震・津波災害応急	
第5章 雪害・大規模事故等災害応急	
第6章 災害復旧・復興	

第21款 業務継続計画の策定

担当	市	各部
	関係機関	
	関係団体	商工会議所、商工会、事業所

市は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP＝Business Continuity Plan）を策定している。

1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

2 業務継続計画実施への体制整備

市（本部事務局）は、非常時優先業務の実施のための体制づくりを行い、非常時優先業務を迅速に行うことができるよう、幹部職員の認識共有のもと、全職員に対し、業務継続の重要性についての意識向上のための研修を行い、定着を図っていく。

市（各部）は、業務継続計画に基づく非常時優先業務の実行のため、必要な体制と資源確保を進めていく上での課題を随時整理し、本計画の具体化を図るよう努めるとともに、他自治体等から派遣される応援職員の受援に関する計画についても、検討のうえ、各業務マニュアル等に反映するものとする。

3 事業所への普及啓発等

市（各部）及び商工会議所、商工会は、事業所が災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続することができるよう業務継続計画の策定支援に努める。

事業所は、業務継続計画の策定に努める。

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第3節 地域防災・減災力の向上

第1款 地域力の充実

担 当	市	各部
	関係機関	
	関係団体	区、地域コミュニティ組織、住民

「自分たちの地域は自分たちで守る」、「自分たちの地域から一人も犠牲者を出さない」という強い信念に基づく共助が行われるためには、地区の防災力を高めることが必要である。そのためには、平常時における人と人のきずなが最も重要であることから、市（各部）は、区や地域コミュニティ組織を中心とした地域コミュニティ活動への支援を行う。

住民は、区や地域コミュニティ組織における活動に積極的に参画する。

小規模集落にあっては、近隣区と行事の共同開催を検討するなど、きずなの強化に努める。

《地域における具体的な取組例》

- 1 地域の災害リスクに応じた風水害時の正しい避難方法を習得し、防災訓練に参加する。
- 2 家具の転倒防止、耐震化といった地震に対する備えを実践する。
- 3 物資の流通の途絶に備えて、各家庭で最低3日分（できれば1週間以上）の水・食料等を備蓄しておく。
- 4 災害時の避難に備えて、非常持出袋を用意し、いつでも1～2日程度の水・食料と貴重品等を持ち出せるよう準備しておく。
- 5 避難行動要支援者の確実な避難を支援するための「個別避難計画」の策定を推進する。
- 6 取組みを推進する防災リーダーを育てる。
- 7 上記の取組を地域の防災・減災文化にまで高める。等

第2款 防災・減災に関する学習等の充実

担当	市	各部
	関係機関	各機関
	関係団体	各団体、住民

第1 住民に対する防災・減災思想の普及

関係機関は、住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る。」ということを基本に、平常時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

第2 住民に対する防災・減災知識の普及

関係機関は、所管業務に関する次の事項等について広報し、住民の防災意識の高揚を図る。

また、普及の際には、高齢者・障害者等の要配慮者に十分配慮するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1 普及方法

- (1) ホームページ、とよおか防災ネット、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等の活用
- (2) 出前講座、研修会、シンポジウムの開催
- (3) 地域住民の参画と協働による防災マップづくりや危険箇所パトロールの実施
- (4) 災害の体験談や防災演劇、写真集、紙芝居、ビデオ、避難所運営ゲーム（HUG）、災害想像ゲーム（DIG）等の多様な手法の活用
- (5) FM放送
- (6) 防災マップ、県CGハザードマップ、広報紙、その他印刷物の活用
- (7) 訓練

2 普及内容

- (1) 市内の防災対策
- (2) 災害に関する知識と過去の災害事例
- (3) 災害に対する平素の心得
 - ア 周辺地域における災害危険箇所の把握
 - イ 家具の転倒防止等室内の整理点検、住宅の耐震診断及び改修
 - ウ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル」の活用等）
 - エ 火災の予防
 - オ 応急救護等の習得
 - カ 避難行動への負担感、これまでの経験等のみに照らした危険性の判断、自身は被害

第3節第2款 防災・減災に関する学習等の充実

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

にあわないという思い込み（正常性バイアス）の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング（逃げ時）等をあらかじめ設定しておくことの重要性

キ 避難の方法（警戒レベルに応じた避難のタイミング、指定緊急避難場所や安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）、安全な避難路、居住する市町内での避難が困難な場合の広域避難等）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）

ク 食料、飲料水、生活必需物資の備蓄（最低でも3日間、可能な限り1週間分程度）

ケ 非常持ち出し品の確認（貴重品、防災行政無線戸別受信機、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）

コ 自動車へのこまめな満タン給油

サ 自主防災組織の結成（小規模集落など組織運営が困難な区では緊急時の避難ルールの徹底）

シ 要配慮者及び外国人への配慮

ス ボランティア活動への参加等

セ 防災訓練への参加

ソ 兵庫県住宅再建共済（フェニックス共済）等への加入

タ 飼い主による愛玩動物との同行避難と避難場所での飼養についての心得等

(4) 災害発生時の心得

ア 災害発生時にとるべき行動

イ 出火防止と初期消火

ウ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握

エ 救助活動

オ 防災行政無線放送、インターネット等による情報の収集と情報の意味の確認

カ 親戚・知人宅等も含めた多様な避難先の検討

キ 避難実施時に必要な措置並びに避難行動時の注意事項

ク 避難場所での行動

ケ 避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許されない」意識の徹底

コ 自主防災組織の活動

サ 自動車運転中及び旅行中等の心得等

シ 安否情報の確認のためのシステムの活用

ス 生活再建に必要な行動（被災家屋の撮影等）

第3 関係機関の職員が習熟すべき事項

(1) 関係機関の職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、見学・現地調査、資料等により、次の事項の習熟に努める。

ア 各機関の防災体制と防災上処理すべき業務

イ 災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務

ウ 各関係機関等との連絡体制

- エ 関係法令の運用
- オ 災害発生原因についての知識
- カ 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等

(2) 市（本部事務局）は、職員共通の基本行動手順をまとめた初動マニュアル（携帯版：2018年5月）を全職員に配布するとともに、訓練や実災害の検証結果等を踏まえて随時見直しを図る。

第4 災害対策要員の防災・減災力の確保

1 市の実施する研修等

(1) 職員

市（本部事務局）は、すべての職員を対象として適宜次の研修を実施又は研修への派遣を行い、組織としての能力を高める。

- ア 人と防災未来センター研修
 - イ 家屋被害認定士養成講習
 - ウ ひょうご防災リーダー講座
 - エ 図上訓練
 - オ D I G（“災害” Disaster、“想像” Imagination、“ゲーム” Game）
 - カ クロスロード（災害対応カードゲーム教材）
 - キ H U G（“避難所” Hinanjyo、“運営” Unei、“ゲーム” Game）
 - ク 防災・危機管理eーカレッジ（総務省消防庁ホームページにあるeラーニングページ）
 - ケ 職員共通の基本行動手順をまとめた初動マニュアルの周知
 - コ その他一般研修
- (2) 地域リーダー
- 地域の防災・減災のリーダーを養成するため、適宜次の施策を行う。
- ア ひょうご防災リーダー講座受講啓発
 - イ 出前講座の実施
 - ウ その他一般研修

第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育

- (1) 災害予防責任者（施設管理者）は、職員に対し講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。
- (2) 災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

※（注）「防災上重要な施設」とは、災害が発生するおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、「災害予防責任者」とは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、

第3節第2款 防災・減災に関する学習等の充実

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者である（災害対策基本法第47条）。

災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない（災害対策基本法第48条）。

第6 学校における防災・減災教育

(1) 市（避難部）は、学校における防災・減災教育の推進を図るため、次の事項を行う。

ア 学校防災体制連絡会を毎年開催し、防災教育推進上の次の諸課題についての解決方を協議し、実践する。

(ア) 避難所指定に関わる学校と市（本部事務局、地域本部）、自主防災組織との連携強化について

※学校における避難所運營業務及び市への移行手順の策定

(イ) 市の防災対策の方針に対応した学校防災計画策定に関する課題整理と調整について

(ウ) 地域と連携した防災訓練の効果的実施方法について

(エ) 新たな防災教育実施上の課題の整理と調整について

イ 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。

(ア) 一般教職員への研修会の参加促進

(イ) 防災教育推進指導員養成講座への参加促進

(ウ) 震災・学校支援チーム「Earth（アース）」養成研修への参加促進

(2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災・減災体制の整備充実を図るとともに、児童・生徒に対する地域の災害リスクに基づいた防災・減災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。

ア 学校防災・減災体制の整備充実を図る。

(ア) 災害発生時の初動体制の確立

(イ) 学校独自の「災害対応マニュアル」の作成

(ウ) 地域の災害特性を考慮した防災訓練や学校が避難所となった場合を想定したものなど、地域住民や関係機関と連携した実践的な訓練等の実施

(エ) 震災・学校支援チーム「EARTH」による、効果的な実施方法を工夫した実践的研修会や訓練の実施

(オ) 教育復興担当教員及び心のケア担当教員の取組みを生かした教育相談体制の充実

(カ) 研修会などを通して教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施

(キ) 心のケアを必要とする児童生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化

イ 防災・減災教育、訓練等の充実を図る。

(ア) 様々な災害から自らの命を守るために、適切に判断し、主体的に行動する態度の育成

(イ) 地域の災害特性を踏まえた総合学習の実施と市の災害文化の理解

(ウ) 北但大震災、台風23号水害を踏まえた防災訓練の積極的実施

- (エ) 「1.17は忘れない」地域防災訓練の実施
- ウ 自助、共助に対する意識の向上を図る。
 防災教育指導用テキスト（台風23号防災教育資料）や国土交通省と市が共同編集した防災教材及び被災記録写真集・副読本等を活用したメモリアル防災授業の実践
- エ ボランティア教育を推進する。
 助け合いやボランティア精神など共生の心を育み、人間としての在り方生き方を考えさせる防災・減災教育の推進
- (3) 児童・生徒等の安全確保
 学校と保護者との間で、災害発生時における児童・生徒の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。
 また、在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるよう努める。
 保護者は、子どもの引き取りにあたっての心構えとして、平常時から気象に関する情報等を自ら進んで収集し、早めの対応をとれるようにしておく。

第3款 自主防災組織の強化

担 当	市	本部事務局、地域本部、消防部
	関係機関	
	関係団体	消防団、自主防災組織

第1 方針

市（本部事務局、地域本部、消防部）は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図る。

住民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、区内の防災・減災に寄与するよう努める。

第2 活動

自主防災組織は、自らの区の置かれた実情（人員・資機材の配備状況や要配慮者の数等）をあらかじめ十分把握した上で、組織員の役割等を定めた規約・防災計画（活動計画）等を定め、活動を行うものとする。なお、防災計画の作成にあたっては、組織員の応急対策活動にあたっての退避ルールを必ず定めるなど、安全確保への対策を講じる。

小規模集落など組織としての運営が困難な区では緊急時の避難ルールの徹底等、可能な取り組みを実践する。

市（本部事務局、地域本部）は、区等が行う防災計画の作成や避難のルールづくりを支援する。

防災計画には主に次のことを定めるものとする。

1 防災計画の内容

- (1) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）
- (2) 防災知識の普及・啓発に関すること（普及・啓発事項、方法等）
- (3) 情報の収集・伝達に関すること（収集・伝達方法等）
- (4) 避難誘導及び避難生活に関すること（避難誘導、要配慮者への対応、避難所の自主運営等）
- (5) 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）
- (6) 出火防止・初期消火に関すること（消火方法、体制等）
- (7) 水防協力活動に関すること（出動方法、体制等）
- (8) 救出・救護に関すること（活動内容、医療機関への連絡等）
- (9) 給食・給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
- (10) 防災資機材等の備蓄・管理に関すること（調達計画、保管場所、管理方法等）

2 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織内の編成（例）

情報収集班、避難誘導班、消火班、救出・救護班、給食・給水班等

※小規模な集落の場合、市では、情報収集と要配慮者避難誘導に限定した対応を推奨している。

(2) 編成上の留意事項

- ア 女性の参画
- イ 河川沿いの集落における水防班、土砂災害警戒区域の巡視班等、地域の災害リスクに応じた対応
- ウ 事業所の自衛消防組織や従業員の参加
- エ 組織編成の地域的な片寄りの防止
- オ 消防職・団員OB、警察官OB、防災士などの専門家や経験者の活用

3 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 風水害等防災に関する知識の向上
- イ 関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- ウ 区内の危険度の把握（家屋倒壊危険区域、浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域等）
- エ 区内の消防水利（防火水槽・消火栓、河川、井戸等）の確認
- オ 消防団との連携
- カ 家庭内の防火・防災等予防上の措置（家具の転倒防止対策、消火器等設置点検等）
- キ 区内の情報収集・伝達体制の構築
- ク 指定緊急避難場所や「いつとき避難場所」等、安全を確保する施設の確認、検討
- ケ 防災資機材、非常食等の整備、管理、点検
- コ 防災訓練の実施
- サ 安全な避難経路等の確認
- シ 要配慮者情報の把握（個別避難計画の作成協力）
- ス 地域における「マイ避難カード」作成の普及促進
- セ 地区防災計画の策定・計画提案

(2) 災害発生時の活動

- ア 情報の収集・伝達
- イ 早期避難誘導及び避難行動要支援者の避難支援
- ウ 区内住民の安否確認
- エ 初期消火と延焼防止
- オ 水防協力活動
- カ 負傷者の救出
- キ 避難所の自主運営
- ク 給食・給水の確保
- ケ 被災・被害状況の市への報告
- コ 近隣地区への応援等

4 その他

自主防災組織は、訓練等を通じ、消防団との連携を図るとともに、企業の自衛消防組織との協力体制を構築するよう努める。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第3款 自主防災組織の強化

また、区内の事業所等が、災害時における区民の安全を確保可能な「いっとき避難場所」となり得ると判断できる場合、積極的に協力を求める。

※自主防災組織の規約例、訓練計画例、初動マニュアル例は、資料編に示す。

第3 育成強化対策

市（本部事務局、消防部）、消防団は、自主防災組織の活動の活性化を支援する。

特に、過去に災害で被害が甚大であった区、在宅の要配慮者の比率が高い区、小規模集落で自主防災組織の結成が困難な区等の事情のある区については重点的に行う。

(1) 自主防災組織実態調査を毎年行うことにより課題を抽出し、その解決に向けた指導・助言を行うとともに、意見交換の場を通じて、組織の育成、連携を図る。

(2) 市（本部事務局、消防部）は次の活動支援策を講じる。

ア 啓発資料の作成、提供

イ 防災講演会等への案内や懇談会等の実施

ウ 地域防災力向上に関する各種情報の提供

エ 各組織への個別指導及び助言

オ 各組織の訓練、研修会の実施への支援

カ 県等の表彰制度を活用した優良自主防災組織の表彰具申

キ 活動のための資機材整備への支援

ク 連合組織等設立の検討

(3) 市（本部事務局）は、県等が行う防災リーダー講座等の研修機会を提供することにより、地域防災リーダーの養成を図る。また、組織のリーダー育成にあたり、女性が参画できるよう配慮するとともに、多様な世代及び男女の視点やニーズが反映され、性別や年齢等により役割が固定化されることがないように指導に努める。

《参考：地区防災計画の概要》

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案することができる。

防災会議は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めることとされている。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第4款 企業等の地域防災活動への参画促進

担当	市	本部事務局、調査部、消防部
	関係機関	
	関係団体	事業所

第1 企業の平常時対策

- (1) 自衛消防組織の育成
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 地域の防災訓練への参加
- (4) 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
- (5) 防災体制の整備
- (6) 防災資機材、非常食等の備蓄
- (7) 事業継続計画（BCP）の策定（施設の防災性強化、被害想定に基づく復旧計画、計画の点検・見直し等）、事業継続マネジメント（BCM）の取組み
- (8) 従業員の消防団への入団等、消防団への積極的な協力
- (9) 市が実施する防災に関する施策への協力
- (10) 事業所の耐震化・耐浪化

第2 災害時に企業が果たす役割

- (1) 従業員、顧客の安全確保
- (2) 被災従業員への支援
- (3) 二次災害の防止
- (4) 事業の継続
- (5) 地域への貢献（地元自主防災組織との連携、ボランティア活動への参加、帰宅困難者支援等）

第3 事業所の自衛消防組織

事業所は、自衛防災体制を整備・充実させる。

また、市（消防部）は、自衛消防組織の育成指導及び防災マニュアルの作成を支援し、防災訓練等への参加を促進する。

1 対象施設

- (1) 不特定多数の者が出入りする施設（ホテル・旅館、学校、病院、福祉施設、大規模小売店等）
- (2) 危険物等を貯蔵・取り扱う施設（石油類、高圧ガス、毒劇物、放射性物質等を貯蔵又は取り扱う施設）
- (3) 従業員の多い事業所等で、自衛消防組織を設置することが効果的な施設
- (4) 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル）等

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第3節第4款 企業等の地域防災活動への参画促進

第1章 総則

2 消防計画の作成

- (1) 組織の編成
- (2) 火気使用施設、少量危険物、指定可燃物の点検整理
- (3) 消防用設備等の点検整備
- (4) 防災研修
- (5) 防災訓練
- (6) 応急活動組織の編成
- (7) 情報の収集・伝達
- (8) 出火防止及び初期消火
- (9) 避難誘導
- (10) 救出救護

第2章 災害予防

3 自衛消防組織の活動

- (1) 平常時
 - ア 防災訓練
 - イ 施設及び設備等の整備及び取扱訓練
 - ウ 従業員等の防災に関する教育の実施
 - エ 地元自主防災組織との連携
- (2) 災害時
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 避難誘導
 - エ 救出救護

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第5款 地区防災計画の策定

担当	市	総務部
	関係機関	
	関係団体	区・自主防災組織、住民、事業所

第1 地区防災計画の目的

地区防災計画は、地区居住者等（一定の地区の居住者及び事業者）が行う自発的な防災活動に関する計画であり、市地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とする。

また、地区の特性をよく知っている地区居住者等自身が、計画の作成に参加することによって、地区の実情に即した地域密着型の計画を作成することが可能になり、地域防災力の底上げを効果的に図ることを目的とする。

第2 地区防災計画の内容

地区防災計画は、地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成することができるものとする。計画内容を例示すると次のとおりである。

（計画内容の例）

- (1) 計画の名称
- (2) 計画の対象範囲（位置・区域）
- (3) 基本方針（目的）
- (4) 防災訓練
- (5) 物資及び資材の備蓄
- (6) 地区居住者等の相互の支援
- (7) 活動目標（指標等）
- (8) 長期的な活動予定
- (9) その他地区の特性に応じて必要な事項等

第3 計画提案の手続き

1 市地域防災計画に地区防災計画を規定する方法

地区防災計画を規定する方法は、以下のとおりとする。

- (1) 市防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として市地域防災計画に規定する。
- (2) 地域コミュニティの地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、市防災会議に対して提案を行い（計画提案）、その提案を受けて市防災会議が、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

2 計画提案の流れ

(1) 計画提案を行うためには、当該地区において防災活動を行う地区居住者等が提案書を作成し、地区防災計画の素案とともに市防災会議に提案する。計画提案に当たっては、以下の点に留意することが必要である。

ア 地区防災計画では、実際に活動体制が機能し、活動の実効性があがるよう努めることが必要。

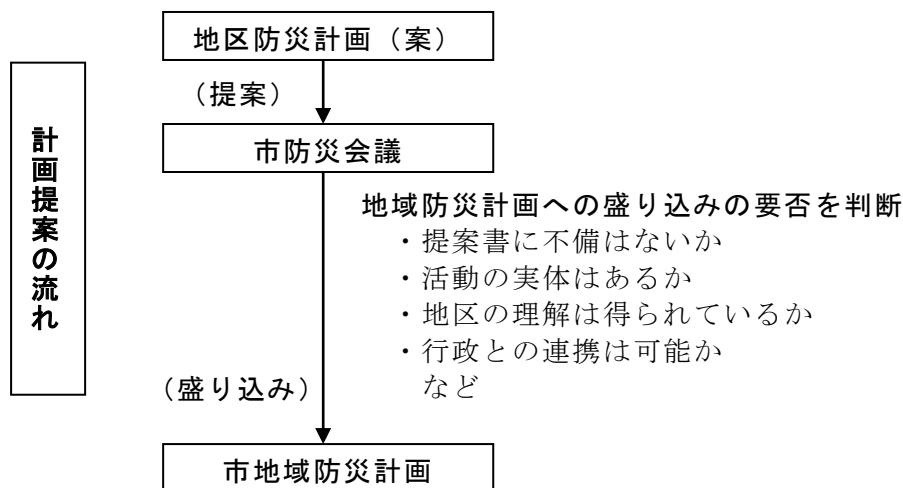
イ 計画提案に当たっては、当該地区の地区居住者等であることを証明するために住民票、法人の登記事項証明書等が必要（災害対策基本法施行規則第1条）。

ウ 自主防災組織等において、計画に基づく防災活動についてメンバーの理解が十分に得られており、実際に防災活動を実施できる体制にある場合には、自主防災組織等の役員等が、共同して計画提案を行うことが可能。

(2) 計画提案が行われた場合には、市防災会議が、当該計画を市地域防災計画に規定する必要があるか否か判断する。必要がないと判断した場合は、その理由を提案者に通知しなければならない。

(3) 市防災会議において、市地域防災計画に規定することが必要と判断された場合には、速やかに市地域防災計画に当該地区防災計画を盛り込むものとする。

市（本部事務局）は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。



第4 地区防災計画策定に当たっての留意点

地区防災責任者（区長等）は、「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月、内閣府）を参考に地区民と協議し、地区の状況を十分踏まえたうえで地区防災計画を作成するとともに、随時、見直しを図るものとする。

また、計画作成に当たっては、早期に行政関係者、学識経験者等の専門家の解説・アドバイスを受けることができるものとする。

なお、地区防災計画の策定に至らないまでも、災害対策基本法に例示されている地区防災計画に盛り込む内容とされている「①防災訓練」、「②物資及び資材の備蓄」、「③地区居住者等の相互の支援」などの実施の必要性について、地区防災責任者等への普及啓発に努めるものとする。

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第4節 減災のための防災基盤の整備

第1款 都市の防災構造の強化

担当	市	農林部、工務部、避難部
	関係機関	県、豊岡河川国道事務所
	関係団体	

第1 災害にひるまないまちづくりの推進

- (1) 市（工務部）は、次の取組みを行い、災害にひるまないまちづくりを推進する。また、まちづくりの諸計画の防災に関する事項に関して、地域防災計画との整合を図る。
- (2) 体系的な防災拠点の整備により広域的な都市の防災機能を強化する。

第2 地域特性を踏まえたまちづくり

- (1) 防災性を考慮した計画的なまちづくり
自然地形特性や土地利用現況など地域固有の条件を踏まえ、防災効果を最大限に発揮するまちづくりを進める。
- (2) 振興局間ネットワークの強化
道路による多方向アクセスの確保、沿道土地利用の管理などにより道路空間の防災性・安全性の向上などに努め、振興局間のネットワークの強化を進める。
- (3) 避難地、避難路の確保
市（工務部）は、市街地における公園、道路等の整備に当たっては、避難地、避難路としての機能が果たせるよう考慮する。

第3 都市整備の推進

市（工務部）は、市街地の都市計画に当たっては、公共空地等の設置、建物の不燃化等を図り、土地区画整理事業等の計画・実施に努める。

第4 施設の整備

- 公共施設の管理者は、災害の発生、発生後の対処等に配慮し、以下の施設整備に努める。
- (1) 道路施設の整備
道路管理者は、緊急輸送道路等、地震時や洪水氾濫時に機能する道路施設の整備に努める。
 - (2) 河川施設の整備
河川管理者は、延焼遮断帯並びに防災活動拠点等として利用できる河川整備を進める。
 - (3) 港湾及び漁港緑地の整備
港湾及び漁港管理者は、耐震強化岸壁の整備を進める。

(4) 海岸施設の整備

海岸管理者は、海岸保全施設について、自然を保全しながら親水性と地域防災空間の機能を併せ持つ海岸施設の整備を進める。

(5) 公園施設の整備

公園管理者は、災害時に避難地としての機能を果たす公園施設の整備に努める。

(6) 学校施設の整備

学校管理者は、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上等に努める。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第2款 建築物等の耐震性の確保

担当	市	工務部、各部
	関係機関	各機関
	関係団体	消防団、自主防災組織、住民

第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進

市（工務部）は、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を、豊岡市耐震改修促進計画及び県が定める耐震改修促進計画、耐震改修促進実施計画に沿って促進する。

第2 公共施設等の耐震化

- 市（各部）及び関係機関は、次の耐震化措置を講じる。
- (1) 所有施設について大地震時の安全性を確保するため、年次目標を設定して耐震診断、改築、改修工事等を効果的に行う。
 - (2) 新たに建築する施設について、建築物の用途に応じ、耐震性の強化を図る。
 - (3) 防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフライン系統の不測の事態に備え、次の対策に努める。
 - ア 耐震性に考慮した機器類の取付け
 - イ バックアップ機能の充実
 - ウ 早期復旧ができる設備の構築
 - エ 自己電源の確保
 - オ 自己水源の確保
 - カ 消火・避難経路の確保
 - キ 情報通信システム等を稼働させるための必要な諸設備の確保
 - ク 排水処理（汚物処理を含む）備品の確保

第3 一般建築物耐震化の促進

市（工務部）は、県が定める「ひょうご住まいの耐震化促進事業実施要領」等に沿って、一般建築物の耐震改修を推進するとともに、県、市の補助制度の積極的な活用を促し、一般建築物の耐震化の促進を図る。

1 市の補助事業

- (1) 簡易耐震診断推進事業
 - 1981年（昭和56年）5月31日以前着工の戸建住宅、共同住宅（アパート等）、賃貸住宅及び店舗等併用住宅等の簡易耐震診断を行う。
- (2) 住宅耐震改修補助金制度
 - ア 豊岡市住まいの耐震化促進事業補助金
 - (ア) 全体補強型
 - 耐震診断の結果、耐震基準未満の住宅について、地震に対して安全な計画（上部

構造評点が1.0以上若しくはIs値が0.6以上)又は、地震に対して安全な構造であることが確認できる住宅とするための計画策定及び改修工事に対して一定の補助。

(イ) 部分補強型

耐震診断の結果、耐震基準未満の住宅について、大地震に対し、瞬時には倒壊しない程度(上部構造評点が0.7以上若しくはIs値が0.3以上)の耐震性を確保できる住宅とするための計画策定及び改修工事に対して一定の補助。

(ウ) 防災ベッド等設置費補助

簡易耐震診断を受け、評点が1.0未満の戸建て住宅、あるいは耐震診断の結果、耐震基準未満の戸建て住宅について、防災ベッド等の設置に要する費用に対して定額の補助。

イ 豊岡市住宅耐震リフォーム補助金

(ア) 豊岡市住まいの耐震化促進事業加算型

「豊岡市住まいの耐震化促進事業」を利用した住宅耐震改修工事と同時に実施するリフォーム工事に対して一定の補助。

(イ) 居室等補強型

簡易耐震診の結果、評点が1.0未満の戸建て住宅について、住宅の居間又は寝室の壁補強工事のための耐震改修工事並びに同時に行うリフォーム工事に対して一定の補助。

2 助成制度の啓発

市(工務部)は、住宅の耐震性に関する地域住民の防災意識の高揚、住宅耐震診断助成制度及び住宅耐震改修助成制度の啓発を行う。

- (1) 耐震診断助成制度及び住宅耐震改修助成制度概要パンフレットの作成配布
- (2) 耐震診断研修会への講師派遣

第4 建築物の耐震性強化の普及啓発

市(工務部)は、耐震性強化の必要性について普及啓発し、一般建築物の耐震化を促進する。

(1) 建物所有者及び住民への普及啓発

建築物の耐震化が建物所有者の努力義務であること及び耐震改修の必要性について普及啓発する。また、兵庫県の地震被害想定調査結果の積極的な広報に努める。

(2) 建築物相談への対応

建築物等の相談に対応するため、兵庫県建築士事務所協会その他の団体と協力して個々の建築物の防災に関する相談の実施に努める。

(3) 建築物防災診断の実施

必要に応じ、消防部、兵庫県建築士事務所協会その他の団体と協力して個々の建築物の防災診断の実施に努める。また、実施に当たっては、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物に対する耐震性の確保を啓発する。

(4) 建築基準法令の普及

建築関係団体に対し、耐震性の確保を図るためにも建築基準法に定められた中間検

第4節第3款 水害防止施設等の整備

査の受検等の適正な実施についての協力を要請し、遵法精神の高揚に努める。

第5 落下等の防止対策

1 落下防止対策

市（各部）及び関係機関は、所管施設について、強化ガラス、網入ガラス、飛散防止フィルム等の使用により窓ガラス飛散防止対策を実施する。

また、広いガラス面をもった建築物、外壁面に広告物や空調機器をもった建築物に対し、落下物防止対策の普及、啓発等の対策を実施する。

2 樹木等倒壊防止対策

市（工務部）は、立枯れしている樹木や据え付けの悪い自動販売機等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行う。

3 ブロック塀倒壊防止対策

市（工務部）は、ブロック塀の倒壊防止対策の実施に努める。

- (1) ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発
- (2) ブロック塀の危険箇所の調査
- (3) 危険なブロック塀の造り替えや生け垣化の奨励
- (4) 建築基準法の遵守指導

4 室内安全対策の推進

市（本部事務局）は、地震時に住宅や事業所等の建築物内に設置されている家具やロッカー等の転倒による被害を防止するため、各種広報媒体や消防団、自主防災組織の活動等を通じて、適正な対処方法等について、普及啓発を図ることとする。

住民は「自分の命は自分で守る」という大原則のもと、平常時から地震に備え、寝室や居室等の家具等の転倒防止対策を行う。

第3款 水害防止施設等の整備

担当	市	農林部、工務部、水道部
	関係機関	国土交通省豊岡河川国道事務所、兵庫県豊岡土木事務所
	関係団体	

市（農林部、工務部、水道部）は、兵庫県総合治水条例に基づき、頻発する集中豪雨や局地的大雨等に対し、「河川下水道対策」に加えて、河川や水路への流出を抑制するための「流域対策」、河川等から溢れた場合でも人命を守り被害を軽減するための「減災対策」を組み合わせた「総合治水」を、県、流域市と協力して取り組むものとする。

【兵庫県総合治水条例とは】

農地や山が開発され、住宅やショッピングセンターができるなど、都市化が進むことで、以前と比べて雨水が早く流れ出るようになり、局地的な大雨の頻発と相まって、各地で浸水被害が増えていることから、こうした被害を軽減させるため、これまでの河川改修等の「ながす」対策に加え、「ためる」（校庭や田んぼを活用して雨水を一時的に貯留・浸透させる）・「そなえる」（防災訓練や保険への加入等）対策を組み合わせることが必要となっている。兵庫県では、県下全域で取り組みを拡大するため、平成24年4月、全国の都道府県で初めて総合治水条例を制定し、取り組みを進めている。

第1 河川施設の整備

市（工務部）は、国、県と連携し、法指定河川である円山川水系の河川と竹野川水系の河川及び須井川の河川整備を積極的に推進するとともに、準用河川である前川や普通河川の整備を行うにより、洪水による被害の軽減を図る。

第2 内水の排除対策の推進

市（農林部、工務部、水道部）は、大雨等による内水の浸水被害を軽減するため、河川や下水道対策としての施設整備や道路の冠水対策を進めるとともに、河川管理者に対し、排水施設の新設・増設について要望する。

また、雨水排除対策と併せ、県が策定した総合治水推進計画に基づき、市民の理解と協力を得て、実効性のある流域対策を推進していく。

第3 海岸、港湾、漁港施設の整備

海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者は、津波・高潮等による被害を軽減する海岸、港湾、漁港施設の整備を進める。

市内の海岸線の概況

地 域	合計	河川	港湾	水産
豊 岡	13.440km	9.290 km	3.270 km	0.880 km
竹 野	24.604km	16.270 km	4.770 km	3.564 km

※河川：国土交通省河川局所管 港湾：国土交通省港湾局所管

水産：農林水産省水産庁所管

第1章
総 則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第4節第3款 水害防止施設等の整備

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

市内の港湾・漁港の概況

地域	港湾名	管理者	種 別	設立年月日	備 考
豊岡	津居山港	県	地方港湾	昭和28(1953)年 7月1日	緊急輸送ネットワークの 海上アクセスポイント
竹野	竹 野 港	県	地方港湾	昭和30(1955)年 10月1日	
豊岡	田結漁港	市	第1種	昭和28(1953)年 5月28日	
竹野	田久日漁港	市	第1種	昭和27(1952)年 5月28日	
竹野	宇日漁港	市	第1種	昭和27(1952)年 12月29日	
竹野	切浜漁港	市	第1種	昭和27(1952)年 5月28日	
竹野	須井漁港	市	第1種	昭和27(1952)年 12月29日	

第4 ため池施設の整備

市（農林部）は、県と連携して、ため池管理者に対する点検・改修の技術指導、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行う。また、豪雨等によるため池施設の被害を軽減するため、ため池等整備事業を推進する。

とりわけ、人命に被害を及ぼす恐れのある「防災重点農業用ため池」については、「兵庫県ため池防災工事等推進計画」（令和3年3月策定）に基づき、決壊リスクや想定される被害規模等から優先的に改修・廃止工事を進める。

※「特定（農業用）ため池」及び「防災重点農業用ため池」指定箇所は、資料編に示す。

第4款 地盤災害の防止施設等の整備

担 当	市	農林部、工務部、消防部、本部事務局
	関係機関	県、警察署
	関係団体	

第1 砂防・地すべり・急傾斜地崩壊対策設備の整備

市（工務部）は、次のことを行う。

- (1) 土砂災害への警戒、避難に必要な情報の住民への提供

土石流危険渓流等に対する警戒避難体制の整備に資するため、県と連携し、土砂災害警戒区域の指定状況や土砂災害に対する備えについて周知徹底する。

- (2) 県の行う砂防事業等への協力

土砂災害の被害軽減のため、県が行う砂防施設の整備等に協力する。

第2 治山施設・土地改良施設の整備

市（農林部）は、次のことを行う。

- (1) 山地災害等への警戒、避難に必要な情報の住民への提供

山地災害危険地区等に対する警戒避難体制の整備に資するため、県と連携し、山地災害危険地区の指定状況や山地災害に対する備えについて周知徹底する。

- (2) 県の行う治山事業、土地改良事業等への協力

山地災害の被害軽減と災害に強い農村づくりのため、県が行う治山事業、土地改良事業等に協力する。

第3 宅地造成、特定盛土等規制法に基づく区域等の規制

市（工務部）は、造成された宅地及び特定盛土等又は土石の堆積による災害で相当数の居住者等に危害を生ずるおそれがあると見込まれる地域について、必要に応じ、県、警察署、市（消防部）と協力して、梅雨及び台風期に備えて、宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地の所有者及び工事中又は工事休止中の宅地造成工事の事業者等に対し必要な防災措置を県に要請する。

- (1) 防災措置についての文書による指導

- (2) 宅地所有者等関係者の聴聞、勧告

- (3) 兵庫県風水害等対策計画に準じて昭和36年法律第191号）第20条の規定に基づく工事の停止及び宅地の使用禁止及び必要措置の命令

- (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法第23条宅地造成等規制法第17条に基づく改善命令

- (5) 宅地造成及び特定盛土等規制法第39条の規定に基づく工事の停止及び土地の使用禁止命令

- (6) 宅地造成及び特定盛土等規制法第42条の規定に基づく改善命令

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第4節第4款 地盤災害の防止施設等の整備

宅地造成工事規制区域の現況

地域	面積	指定年月日	備考
豊岡	840ha	昭和51(1976)年3月8日建設省告示第267号	

第4 災害危険区域対策の実施

市（工務部）は、災害履歴、災害危険箇所、被害想定、浸水想定区域等、災害の危険の著しいと認められる区域について、必要に応じて建築基準法第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」により、災害危険区域の指定を県に要請する。

なお、災害危険区域内にある危険住宅の除却及び移転を行う者に費用の一部を補助する。

豊岡市住宅土砂災害対策移転支援事業補助金

(1) 住宅の撤去にかかる費用（除却費）

1戸当たり最大133.3万円の補助を受けることができます。

(2) 住宅の移転にかかる費用（建物助成費）

危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用のうちローンに対する利子に相当する額の補助を受けることができます。最大621万円（建物525万円、土地96万円）

(3) 建設購入費補助

上記「2 建物助成費」に上乗せ。最大200万円

※災害危険区域の指定状況は、資料編に示す。

第5 地盤沈下対策の実施

市（工務部）は、市内の測量点において、消雪用の地下水くみ上げ等に起因すると考えられる沈下が観測されていることから、国、県と連携して、市内の地盤沈下量、地下水位、地下水採取量等を調査し、必要に応じて、地下水採取規制を検討する。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第5款 交通関係施設の整備

担当	市	本部事務局、工務部、消防部
	関係機関	県、西日本旅客鉄道、但馬空港ターミナル(株)
	関係団体	北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINS、道の駅の管理者

第1 道路・鉄道・港湾等の整備

道路管理者、港湾管理者、鉄道事業者、空港管理者は、災害時の緊急輸送道路ネットワークの確保を考慮し、防災点検結果等を踏まえ、耐震対策を推進するなど災害に強い施設整備を進める。

道路管理者は、指定されている緊急輸送道路はもとより、あらかじめ災害時に緊急輸送のために使用される可能性のある路線を想定しておくなど、災害対応にあたり柔軟性を考慮した道路施設の整備を進める。

また、道の駅管理者は、道路利用者の安全性や利便性向上のための道路規制・渋滞・気象情報等の提供や緊急災害時の通行規制箇所等の情報提供に努める。また、道の駅管理者は帰宅困難者や住民に車両の一時避難場所等として施設を利用させるものとする。

※緊急輸送道路ネットワークは、資料編に示す。

第2 空港・臨時ヘリポートの整備

1 コウノトリ但馬空港の活用

市（本部事務局、消防部）は、災害対策本部や防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ効率的な災害対策活動を行うため、関係機関と連携し、コウノトリ但馬空港での防災訓練において、緊急空路輸送を想定した訓練を実施するよう努める。

2 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定

市（消防部、本部事務局）は、災害時に孤立化のおそれのある地区の分布、災害拠点病院（公立豊岡病院）、救護所設置予定施設、緊急輸送道路とのネットワーク等を考慮し、ヘリコプター臨時離着陸場の調査・選定と指定を進める。また、負傷者の迅速な搬送のために、避難所の開設状況を踏まえ、学校のグラウンド等を臨時ヘリポートとして使用できるよう、平常時から学校関係者と協議することとする。

また、あらかじめ指定済みのヘリコプター臨時離着陸場の運用体制（要員の配備等）を構築しておくこととする。

※ヘリコプター臨時離着陸場、救護所設置予定施設は、資料編に示す。

第6款 ライフライン関係施設の整備

	市	水道部
担当	関係機関	関西電力、関西電力送配電、西日本電信電話兵庫支店、N T T ドコモ、N T T コム、K D D I、ソフトバンク、楽天モバイル
	関係団体	豊岡エネルギー、L P ガス協会

第1 電力施設の整備等

関西電力及び関西電力送配電は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電力施設の整備と、それに関連する次のような防災対策を推進する。

1 電力設備の災害予防措置に関する事項

- (1) 風害・水害・塩害・高潮対策
- (2) 雪害対策
- (3) 雷害対策
- (4) 地盤沈下対策
- (5) 土砂崩れ対策

2 防災業務施設および設備等の整備

- (1) 観測、予報施設
- (2) 通信連絡施設および設備
- (3) 非常用電源設備
- (4) コンピューターシステム
- (5) 水防・消防に関する施設および設備等
- (6) 石油等の流出による災害を防止する施設および設備
- (7) その他災害復旧用施設および設備

3 電気事故の防止

- (1) 電気工作物の巡視、点検、調査等
- (2) 広報活動
 - ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
 - ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
 - エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
 - オ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付けすること及び電気工事店等で点検してから使用すること。

- カ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- キ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ク 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- ケ その他事故防止のため留意すべき事項。

4 非常対策用資機材等の確保および整備

- (1) 災害対策用資機材の確保
- (2) 災害対策用資機材等の輸送・整備点検および広域運営
- (3) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄
- (4) 災害対策用資機材等の仮置場

5 防災教育、防災訓練の実施

- (1) 防災教育
- (2) 防災訓練
- (3) マニュアル類の整備
- (4) 電力設備の災害予防措置

6 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、協力会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、関西電力および関西電力送配電の施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、市から要請があった場合は検討・協力する。

7 市との協調

- (1) 豊岡市防災会議等への参画
- (2) 災害対策本部等との協調
- (3) 最低年1回の連絡窓口等の相互確認の実施
- (4) 災害時のオープンスペース利用等に関する協定締結

8 安定的な電力供給に向けた連携強化

市、関西電力送配電は、倒木等により送配電網や道路啓開等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の強化に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。

第2 ガス施設の整備等

豊岡エネルギー、県LPガス協会は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にするガス施設の整備と、それに関連する防災対策を推進する。

1 豊岡エネルギー

- (1) 地震に強いガス管の普及促進
 - ア ポリエチレン管の普及
 - イ 経年内管の改修促進
- (2) 防災体制の整備と供給設備の整備
 - ア 防災教育等の実施又は参加
 - イ 迅速な復旧を可能にする供給設備のブロック化の整備促進

2 県LPガス協会

- (1) 防災システムの強化
 - ア 集中監視システムの導入
 - イ 安全機器の取付促進
 - ウ 地域防災事業所の設置
- (2) 防災体制の整備
 - ア 要員の確保
 - イ 中核充填所の設置
 - ウ 相互協力体制の確立
 - エ 防災訓練等の実施と参加
- (3) 災害防止のための普及・啓発活動の実施

第3 電気通信施設の整備等

1 NTT西日本、NTTドコモ及びNTTコムの取組

NTT西日本、NTTドコモ及びNTTコム各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。

- (1) 災害対策用機材の整備・点検
- (2) 防災訓練の実施

2 KDDIの取組

- (1) 防災に関する関係機関との連絡調整
- (2) 通信設備等に対する防災設計
- (3) 通信網等の整備
- (4) 災害対策用機器、車両等の配備
- (5) 災害時における通信の疎通計画
- (6) 社員の動員計画

- (7) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請
- (8) 防災に関する教育、訓練

3 ソフトバンク各社の取組

- (1) 電気通信設備の現況
- (2) 自主保安体制の構築
- (3) 防災訓練の実施

4 楽天モバイルの取組

- (1) 関係機関との連絡調整
- (2) 通信設備等の高信頼化
- (3) 重要通信の確保
- (4) 災害対策用機器および車両等の配備
- (5) 防災に関する教育、訓練

第4 水道施設の整備等

市（水道部）は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備と、それに関連する防災対策を推進する。

(1) 水道施設の機能保持

災害等における断・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限に留めるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良・耐震化に合わせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害等により被災した経験がある箇所、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害等により被災した箇所及びそのおそれがある箇所については、施設の新設・更新に当たって、十分な防災対策を講じる。

また、電力停止時の機能確保のために、関西電力送配電に対し優先的な電力復旧を要請する。

(2) 水道施設の保守点検

水道管理者は、水道施設の風水害の被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、貯水、浄水、導水、送水、配水等の平時の巡回点検を行うこととする。また、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努めることとする。

ア 施設台帳の整備

イ 災害履歴の作成

ウ 被災の可能性が高い箇所の把握

(3) 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化（緊急性遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

(4) 図面の整備

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、現況を把

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第4節第6款 ライフライン関係施設の整備

第1章 総則

握する。

(5) 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

(6) 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく相互応援

県内の各市町及び各水道事業体において締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」及び「災害発生時における日本水道協会関西支部内の相互応援に関する協定」に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等必要な事項の協議及び調整を行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるようにする。

※相互応援協定は、資料編に示す。

(7) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針の充実を図る。

※豊岡市水道災害対応行動指針（マニュアル）〔地震・災害編〕は、資料編に示す。

(8) 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は、交通の便利な場所に適宜分散しておく。

(9) 教育訓練及び平時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、防災体制、災害救助措置、応急給水等に関する訓練等を実施することとする。

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第5 下水道施設の整備等

市（水道部）は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする下水道施設の整備と、それに関連する防災対策を推進する。

(1) 下水道施設の機能保持

重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築・耐震化に合わせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害等により被災した経験がある箇所、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害等により被災した箇所及びそのおそれがある箇所については、施設の新設・増設・改築に当たって、十分な防災対策を講じる。

また、電力や水道の停止時の機能確保のために、非常用電力・用水等の確保を図ることとする。

(2) 下水道施設の保守点検

下水道管理者は、下水道施設の風水害の被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、平常時の巡視及び点検を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。また、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に務めることとする。

ア 下水道台帳の整備

イ 災害履歴の作成

ウ 日常点検及び定期点検の保守

エ 被災の可能性が高い箇所の把握

(3) 下水道施設の応援体制の整備

「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき開催される応援連絡会議において、災害時の応援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じて実施される災害時を想定した訓練及び研修等に参加し、災害時における応援活動の円滑化を図る。

※「申し合わせ」は、資料編に示す。

(4) 災害時用の資機材の整備

緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

(5) 訓練

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、訓練等を実施することとする。

第6 重要施設の防災対策

(1) 重要施設の登録

市（本部事務局）は、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録する。重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努める。作成した重要施設リストは、ライフライン事業者等と共有する。

(2) 平時の取り組み

重要施設の管理者は、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後72時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行う。

また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努める。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第5節 災害文化の伝承

担当	市	各部
	関係機関	国、県
	関係団体	区・自主防災組織、地域コミュニティ組織

第1 災害記録の収集・保存

市（各部）は、大正14(1925)年北但大震災や平成16(2004)年台風23号をはじめとする、市に大きな被害を与えた大災害に関する資料、文献等の収集並びに保存に努める。

区・自主防災組織、地域コミュニティ組織は、過去の災害記録の保存はもとより、今後、災害対応を行った折には、写真や行動記録などを残し、これを保存する。

第2 災害の経験・教訓等の伝承

市（本部事務局、工務部、避難部）は、北但大震災及び平成16(2004)年台風23号の被災経験や災害から得た教訓等を風化させず、これらを「災害文化」として後世に長く伝承することを目的として、毎年メモリアル事業や防災教育を継続的に実施する。

あわせて、東日本大震災や平成30(2018)年7月豪雨、令和元(2019)年台風19号など、他地域での大災害による被災事例についても広く市民に示すことにより、防災意識の啓発と教訓の伝承に努める。

区・自主防災組織、地域コミュニティ組織は、平成16(2004)年台風23号を超える災害も起こりうるということも念頭に置いたうえで、災害文化の伝承に努める。

第3 調査・研究

1 防災アセスメントの実施

市（本部事務局、工務部）は、市の災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害素因（地形、地盤、土地利用、危険物施設等）、災害履歴（浸水実績、土砂災害の発生等）、想定浸水に基づく浸水深等のシミュレーション結果等についての情報を国、県等関係機関の協力を得て収集するとともに、市や関係機関の災害対応能力を調査して、土地の脆弱性、災害対応能力の課題等を抽出する防災アセスメントや被害想定調査を、自然条件や社会条件の変化を考慮のうえ、実施を検討し、地域防災計画や災害対策マニュアル等に反映するよう努める。

2 地区別防災マニュアルの作成支援並びに防災ワークショップの実施支援等

市（本部事務局）は、区・自主防災組織、地域コミュニティ組織が実施する独自の防災マニュアルや防災マップの作成支援、防災ワークショップ、図上訓練等の実施支援を積極的に行う。

第6節 その他の災害予防対策

第1款 雪害予防対策の充実

担当	市	工務部、地域本部
	関係機関	国、県
	関係団体	

第1 道路除雪対策

市（工務部）は、県とともに豪雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等についての体制の整備を行うとともに、県の「道路除雪要綱」に基づき、毎年度、市道除雪計画を決定し、道路除雪を計画的に行い、安全で円滑な道路交通の確保に努めるとともに、豪雪時における本庁・振興局間の応援体制について確認しておく。

また国、県に対し、豪雪対応にあたって市の除雪能力をもってしても対応が困難な場合に備え、人的応援体制のほか、除雪用車両や資機材の提供、排雪場所の確保等について調整しておくものとする。

第2 雪崩対策

市（工務部）は、県とともに特に危険度が高く、保全人家戸数の多い箇所から計画的に雪崩防止工事を行えるよう県に要請及び協力し、災害の未然防止と被害の軽減に努めるとともに、雪崩に対し円滑な災害応急対策が行えるよう、必要に応じて活動体制の整備、避難体制の整備に努める。

第3 雪崩危険箇所の把握と広報

市（工務部）は、県とともに雪崩危険箇所の巡回を行うなど、災害の未然防止と被害軽減に努めるとともに、住民に対し雪崩危険箇所の周知徹底を図り、防災意識の高揚を図る。

第4 地域住民による協働・雪害に係る防災知識の普及

市（工務部）は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進する。

なお、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努める。

また、大雪が予測される場合には、不要不急の道路利用を控えることや雪道を運転する場合の心がけ（スタットレスタイヤの装着、車内に飲料や毛布等の備え）の周知に努める。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第2款 危険物等事故予防対策の充実

担当	市	消防部
	関係機関	県、警察署
	関係団体	関係事業者

第1 危険物の保安対策の実施

消防法別表（第2条、第10条、第11条の4関係）に定める危険物による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱う施設（以下「危険物製造所等」という。）等及び関係機関の予防対策を推進する。

1 危険物製造所等の保安対策

- (1) 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下、所有者等という。）は、消防法及び消防法に基づく関係規程を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物による災害予防に万全を期する。
- (2) 危険物製造所等の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準を遵守する。
- (3) 危険物製造所等の所有者等は、次の保安対策を実施する。

ア 自主保安体制の確立

防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。

また、施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。この場合において、危険物施設の風水害ガイドライン（ver2）（総務省消防庁通知令和3年3月30日付け消防災第41号・消防危第49号の別添1）を活用するものとする。

イ 事業所相互の協力体制の確立

危険物製造所等が一定地域に集中している地域にあっては、相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努める。

ウ 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

2 市の保安対策

- (1) 市（消防部）は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を行う。

(2) 市（消防部）は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施することとする。

- ア 危険物施設の把握と関係機関への防災計画策定の指導
- イ 監督指導の強化
- ウ 各事業所の防災計画作成等自衛消防体制の強化
- エ 危険物関係職員及び施設関係者に対しての防災教育

第2 高圧ガスの保安対策の実施

高圧ガスによる災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び関係機関の予防対策を推進する。

1 高圧ガス関係事業者の保安対策

事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、2次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(1) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

(3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

(4) 相互応援体制の確立

大規模災害が発生し、一つの事業所では対応できない場合に備えて、関係事業所及び関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

(5) 資機材の整備・点検

ア 防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理を行い、市からその内容の報告の依頼等があった場合は協力する。

イ 自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

(6) 教育・訓練

ア 従業員等に対し定期的に保安教育を実施し、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図る。

イ 取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟を図る。

2 市の保安対策

市（消防部）は、事業所に対して防災資機材等の整備促進及びその管理について指導する。また、報告の協力を求め、提供可能な防災資機材の種類及び数量を把握する。

3 関係機関等の保安対策

(1) 関係機関は、高圧ガスにかかる災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が実

第6節第2款 危険物等事故予防対策の充実

第1章 総則

施できるように定期的に総合防災訓練を実施する。

- (2) 関係団体は、高圧ガスに関する各種講習会を開催し、事業所に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

第2章 災害予防

第3 毒物・劇物の保安対策の実施

毒物又は劇物の保管施設等からの流失等による保健衛生上の危害を防止するため、毒物・劇物取扱事業者等の予防対策を推進する。

1 毒物・劇物取扱事業者の保安対策

毒物・劇物取扱事業者は、台風の接近等により事業所に災害・事故が発生するおそれのあるとき、毒物・劇物取扱事業者は天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

- (1) 警戒体制の発令

台風の接近、大雨等の各警報・注意報の発令等により事業所が警戒事態となったとき、毒物・劇物取扱事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。

- (2) 警戒措置の実施

ア 事前調査

河川からの鉄砲水、土砂崩れ等への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形等の地域的特性等を事前調査する。

イ 警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等を行うなど天候の状況に応じた警戒措置を実施する。

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

2 関係機関の保安対策

関係機関は、以下に示す対策を行う。

- (1) 毒物・劇物取扱事業者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。
- (2) 毒物・劇物取扱事業者に対し、毒物又は劇物によって住民の保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに豊岡健康福祉事務所、警察署又は市（消防部）に届け出るとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう指導する。
- (3) 毒物・劇物を業務上取り扱う者のうち、事業所ごとに届出を要する者（電気めっき事業者、金属熱処理事業者、運送事業者、白あり防除事業者）に対しても同様に指導する。
- (4) 毒物・劇物を業務上取り扱う者のうち、届出を要しない者の実態把握に努めるとともに、文書等により適正な取扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導する。

第3款 大規模事故災害予防対策の充実

第1 交通の安全確保

担当	市	衛生部、工務部、消防部
	関係機関	県、警察署、海上保安署、西日本旅客鉄道、但馬空港ターミナル(株)
	関係団体	北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINS、航空運送事業者

1 事業者による安全確保

航空、鉄道、道路交通に関係する事業者は、各交通の安全な運行に努める。

2 交通安全の普及活動

市（衛生部）は、県、警察署と連携して、広く住民の交通安全の普及・啓発に努めるため、「ストップ・ザ・交通事故」県民運動等を推進する。

3 安全運転の啓発

警察署は、自動車の運転者及びこれから運転免許を取得しようとする者を含めた運転者教育等の充実に努める。

また、企業・事業者等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取り組みを支援する。

さらに、市（衛生部）は、安全運転及び車両の保守管理の啓発を行い、住民が大規模事故を起こさない又は巻き込まれないように努める。

4 情報の収集・伝達体制の整備

市（消防部）、海上保安署、空港管理者、鉄道事業者、道路管理者等は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・伝達体制の整備を図る。

第2 災害応急活動体制の整備

担当	市	各部
	関係機関	各機関
	関係団体	自主防災組織、事業所

1 職員体制の整備

- (1) 市（各部）は、災害発生時における職員の体制についてあらかじめ定めておく。
- (2) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、航空運送事業者、鉄道事業者及び道路管理者等は、平常時からそれぞれの機関において実情に応じた職員への非常参集体制の整備を図る。

2 関係機関相互の連携体制

- (1) 関係機関は、事故災害時における円滑な連携確保を図るため、平常時から定例的な情報交換の場づくりや訓練実施等により連携の強化に努める。
- (2) 市（消防部）は、消防の応援について近隣市町間及び全県的な協定の締結を推進する等、消防相互応援体制の整備に努める。

3 地域の平常時からの備え

- (1) 自主防災組織や事業所等は、研修や訓練等を通じて防災力の向上に努めるとともに、相互に連携した防災訓練の実施や防災協力協定の締結など、連携強化に努める。
- (2) 市（本部事務局）は地域の取り組み促進を図る。
- (3) 市（消防部）は、普通救命講習等を通じて、住民等が安全を第一とした救助活動を行うための留意点等の徹底を図る。

第3 搜索・救急・救助・医療及び消火活動への備え

担当	市	救護部、工務部、消防部
	関係機関	県、警察署、自衛隊、海上保安署、日本赤十字社、西日本旅客鉄道
	関係団体	北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINS、病院組合、医師会

1 搜索活動関係

- (1) 海上保安署は、海上における搜索活動を行うために有効な資機材の整備に努める。
- (2) 県は、ヘリコプターによる受援体制の確保に努める。
- (3) 県、警察署、市（消防部）は、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

2 救急・救助関係

- (1) 市（消防部）及び空港管理者は、救急車、救助工作車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 市（消防部）、自衛隊、海上保安署、警察署は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。
- (3) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、市（消防部）との連携の強化に努める。
- (4) 市（消防部）は、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう、救急業務計画を定める。
- (5) 市（本部事務局、消防部）は、負傷者の迅速な搬送のため、学校のグラウンド等を臨時ヘリポートとして使用できるよう、平常時から関係者間で協議、調整を図るよう努める。

※ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧表は、資料編に示す。

3 医療活動関係

- (1) 市（救護部）、日本赤十字社及び災害拠点病院等の災害時に対応する医療機関は、負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等に努める。
- (2) 市（消防部）、空港管理者、鉄道事業者、道路管理者は、あらかじめ、次の機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関との連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。
 - ア 空港管理者、鉄道事業者又は道路管理者と医療機関、市（消防部）等
 - イ 市（消防部）と医療機関
 - ウ 医療機関相互
- (3) 市（消防部）は、平常時から災害拠点病院（災害医療コーディネーター）等災害時に対応する医療機関との連携に努め、災害時には医療的見地から助言を受けることができるよう連絡体制を整備する。
- (4) 市（救護部）は、市の役割である医薬品及び飲料水の備蓄に努めるほか、初動時における災害時に対応する医療機関を中心とした災害現場への迅速な救護班派遣体制整備に協力する。
- (5) 市（消防部）、医療機関、警察署等は、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、毒ガス用マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（災害救急医療端末、携帯電話、FAX等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の必要に応じた備蓄を進める。

4 消火活動関係

- (1) 空港管理者、鉄道事業者は、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、市（消防部）との連携の強化に努める。
- (2) 市（消防部、本部事務局）は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。
- (3) 市（消防部、本部事務局）は、機関相互の連携の強化に努める。

第4 緊急輸送活動等への備え

担 当	市	本部事務局、工務部、消防部
	関係機関	県、警察署、海上保安署、西日本旅客鉄道
	関係団体	北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINS、F Mたじま、航空事業者

1 緊急輸送活動への備え

- (1) 市（本部事務局）は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の管理者に対し、あらかじめ災害時における航空輸送の確保への協力を求めておく。
- (2) 警察署、道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理

第6節第3款 大規模事故災害予防対策の充実

第1章 総則

体制の整備に努める。

- (3) 警察署は、発災後において交通規制が実施された場合における車両運転手の義務等について周知を図る。
- (4) 鉄道事業者は、公安委員会その他関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動に必要な人員又は応急資機材等の輸送に必要な緊急自動車の整備に努める。

第2章 災害予防

2 危険物等の流出時における防除活動関係

市（消防部）、道路管理者は、危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

3 関係者等への的確な情報伝達活動関係

- (1) 航空事業者、鉄道事業者は、多数の死傷者が生じた場合に、直ちに安否確認情報の提供窓口を設置できるよう、体制の整備に努める。
- (2) 市（本部事務局）は、県とともに発災後の経過に応じて被災者の家族等に提供すべき情報について整理しておく。
- (3) 市（本部事務局）及びFMたじまは、大規模事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制の整備を図る。

第3章 風水害応急

4 復旧への備え

- (1) 空港管理者、鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努める。
- (2) 道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備することに併せて、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備し、資料の被災を回避するために複製を別途保存するよう努める。

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第5 雑踏事故の予防

担当	市	各部
	関係機関	警察署
	関係団体	医師会、医療機関、行事等の主催者

1 行事等の主催者の留意事項

行事等の主催者は、次の点に留意する。

- (1) 行事の開催等にあたり、行事内容、雑踏警備に係る体制や緊急時の救急・救助体制等について市（行事等の関係部、消防部）、警察署、医師会、医療機関等と連絡調整を行う。
- (2) 行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定める。
 - ア 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察官、警察署との

第6章 災害復旧・復興

連絡体制

イ 市（消防部）への連絡及び警備員等による事故発生時の初動対応並びに救護体制
ウ 事故発生時に負傷者を受入れる医療機関の確保など医師会及び医療機関との協力体制

エ 事故発生直後に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

- (3) 行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、市（消防部）、警察署等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期す。
- (4) 行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、医師会等から協力を得て現地への医療関係者の派遣を受ける。
- (5) 行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかける。

2 医療機関等の対応

- (1) 医師会は、行事等の主催者から事故発生時の負傷者等の受入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた場合は、これに協力する。
- (2) 医師会から事故発生時の負傷者等の受入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者、消防機関等と連絡をとり、これに協力する。

3 警察署の対応

- (1) 事前に行事等の主催者と緊密な連携を保ち、行事等の内容から予想される群集の反応、当該場所の地理的条件（群集が集合し、又は通過する施設、場所及び地域の状況）、群集に対する広報活動の手段、人出の予想等を把握して情勢判断を的確に行い、事故等の防止を図る。
- (2) 行事等の規模及び内容に応じて、必要がある場合は、実施計画の作成段階から主催者等に対し、雑踏警備に関する指導、助言を行うとともに、主催者等で措置できない交通規制その他事故等防止のための措置について定めた雑踏警備計画書を作成し、主催者等の自主警備とも連携し、組織的な警備を行う。

4 市の対応

- (1) 主催者等への周知

行事等の関係部は、関係部間で調整を図りながら、雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に次の事項について周知徹底に努める。

ア 行事の開催にあたり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に管轄警察署及び消防部並びに医師会及び医療機関と連絡調整を行うこと。

イ 事故が発生した場合には、迅速に管轄の警察署及び市（消防部）並びに医師会、医療機関にその旨を通報させること。

- (2) 警戒体制の構築

市（消防部）は、事故発生に備え、次の体制を整える。

ア 事故発生時の主催者の対応体制について、事前に主催者と調整を行うとともに、

第6節第3款 大規模事故災害予防対策の充実

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

必要な警戒体制を確保する。

イ 特に緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者に要請する。また、行事等が市の境界付近において開催される場合には、隣接消防機関との連携に十分配慮する。

ウ 医師会、医療機関との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の傷病者が発生した場合に、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにする。

エ 行事等の開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を収集し、状況を的確に判断できるよう努める。

オ 市（本部事務局）への連絡方法を確認する。

カ 火災予防条例で規制する屋外における催しについては、事前協議及び現地確認を実施する。

(3) 広域支援の調整

行事等の関係部は、行事等の主催者から要請があった場合で、行事等の規模、開催場所等を考慮し、広域支援を行う必要があると判断したときは、行事等の実施計画に関する関係機関の協議の場に参画し、情報伝達体制、広域支援等について助言する。

第4款 原子力等事故災害予防対策の充実

担 当	市	本部事務局、各部
	関係機関	関西広域連合、県、警察署、福井県、小浜市
	関係団体	消防団、区・自主防災組織

本市は、福井県内の原子力発電所の中で最も距離の近い高浜発電所から、東端で約40kmの位置にあり、原子力災害対策指針の原子力災害対策重点区域（概ね半径30km）の範囲外となっている。

しかし、原子力発電所の事故による被害は、単純に原子力発電所からの距離だけでなく様々な要素に起因する可能性があるため、一定の防御措置を準備しておく必要がある。

このため、本市は、災害予防について次のとおり定める。

【参考：高浜発電所からの距離】

本庁	城崎振興局	竹野振興局	日高振興局	出石振興局	但東振興局	市の東端
約61km	約63km	約68km	約66km	約57km	約50km	約40km

第1 原子力災害関連情報の収集及び伝達手段の整備

市（本部事務局）は、原子力施設の災害等に係る情報収集・伝達体制の構築等、原子力災害が発生した場合における県、関係機関等との情報収集、連絡体制の構築に努める。

また、防災行政無線や自主防災組織等を通じた住民への情報連絡体制の構築、庁内に住民相談窓口を設置する等、住民等への情報伝達体制の構築に努める。

※災害発生状況により、住民に避難を促す必要がある場合には、緊急速報メールの活用が可能。

第2 環境放射線モニタリング情報の収集体制の整備

市（本部事務局）は、原子力事業者、近隣自治体を含む環境放射線モニタリング情報の収集体制を構築するため、国、県、その他モニタリング関係機関との平常時からの連携を図る。

第3 放射線等に関する知識等の習得及び普及・啓発

市（各部）は、放射性物質や放射線の特性、放射線による健康への影響、緊急時にとるべき被ばくを防ぐための行動、屋内退避や避難時の留意事項、皮膚や衣服に付着した放射性物質の除染・処理等に関する知識の習得に努める。市（本部事務局）は、各部と協力して市民への普及・啓発に努める。

また、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、放射線による健康への影響及び放射線防護やモニタリング実施方法及び機器、放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）などの必要な知識について、関西広域連合が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を参加させるなどにより、防災知識の習得、防災技術の習熟等の実施に努める。

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雪害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第4 広域的避難者の受入れ体制の整備

市（本部事務局）は、あらかじめ県を通じ福井県や小浜市とも十分に連携をとりつつ、原子力災害時に発生する広域避難者の受入れ先となる避難場所の指定及び住民への周知、避難誘導等、受入れ体制の整備を図る。

【参考】原子力災害対策重点区域の範囲（平成30年10月1日一部改訂「原子力災害対策指針」）

P A Z 概ね半径 5 km	予防的防護措置を準備する区域 (P A Z : Precautionary Action Zone) P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響（注①）を回避し又は最小化するため、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Z の具体的な範囲については、原子力施設から概ね半径 5 k m を目安とする。
U P Z 概ね半径30km	緊急時防護措置を準備する区域 (U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone) U P Z とは、確率的影響（注②）のリスクを低減するため、E A L（注③）、O I L（注④）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。U P Z の具体的な範囲については、原子力施設から概ね30 k m を目安とする。

- ①確定的影響

確定的影響は「一定量の放射線を受けると、必ず影響が現れる」現象である。また、受けた放射線の量が多くなるほど、その影響度（障害）も大きくなる。確定的影響は、放射線を受ける量を一定量（しきい値）以下に抑えることで防ぐことができる。毛が抜けたり、白内障になったりという障害は、確定的影響である。
- ②確率的影響

確率的影響は、一定量の放射線を受けたとしても、必ずしも影響が現れるわけではなく、「放射線を受ける量が多くなるほど影響が現れる確率が高まる」現象をいう。ガンや白血病は確率的影響である。
- ③E A L

原子力施設は、異常事象が発生した際、放射線量等に基づき「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3つに区分し、緊急事態を判断するための基準を設けている。
「警戒事態」は、施設内で事故などの異常事象が発生する恐れがある事象を基準とし、情報を収集し防護活動の準備に入る。
「施設敷地緊急事態」は、住民に放射線の影響をもたらす可能性がある事象を基準とし、迅速にPAZにおいては避難準備等を行う。
「全面緊急事態」は、住民に放射線の影響をもたらす可能性が高い事象を基準とし、迅速にPAZでは避難を実施、UPZでは屋内退避しながら避難準備等を行う。
これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準(緊急時活動レベル：Emergency Action Level)をE A Lという。

④ O I L

放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。この防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level）をO I Lという。

第1章
総 則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第5款 海上災害予防対策の充実

担当	市	本部事務局、衛生部、救護部、農林部、消防部、城崎・竹野地域本部
	関係機関	各機関
	関係団体	但馬沿岸排出油等災害対策協議会、船舶所有者等、病院組合、医療機関

第1 活動・連携体制の整備

1 関係機関相互の連携体制

市（消防部）は、消防の応援について近隣市町間との協定の締結を推進する等、消防相互応援体制の整備に努める。

2 排出油等災害対策協議会における連携体制の充実

但馬沿岸排出油等災害対策協議会の会員は、会長から出動の要請があった場合、速やかに必要な対応がとれるよう体制を整備しておくよう努めるとともに、平常時より会員間の連携を密にして、必要な資料収集や訓練の実施に努める。

※但馬沿岸排出油等災害対策協議会は、「海洋汚染及び海上災害等の防止に関する第43条の6第1項」の規定に基づく協議会として香住海上保安署内に設置されており、但馬沿岸の港の関係機関及び民間企業等で構成され、但馬沿岸で大規模な排出油等事故が発生した場合における管内での防除活動に必要な事項の協議及びその実施を推進するための活動を行う。

第2 情報の収集・伝達体制の整備

第2節 災害応急対策に係る備えの充実「第5款 第7 情報収集・伝達体制の強化」（P63）」の項に準ずる。

第3 海上交通の安全性の確保

港湾管理者等は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性に努める。

海上保安署は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図る。

第4 災害応急対策への備えの充実

1 搜索、救急・救助、医療及び消火活動への備え

(1) 搜索活動関係

海上保安署及び警察署は、平常時から相互に連携を図り、搜索活動の充実・強化に努める。

(2) 救急・救助、医療活動関係

ア 市（消防部）、日本赤十字社及び災害拠点病院等災害時に対応する医療機関は、負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等に努

める。

イ 市（消防部）等は、あらかじめ、海上保安署、港湾管理者、漁港管理者等の関係機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関との連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ウ 市（消防部）、医療機関等は、船舶からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備、情報伝達用装備（災害救急医療端末、携帯電話、FAX等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の必要に応じた備蓄を進める。

(3) 消火活動関係

市（消防部）及び海上保安署は、平常時から相互に連携を図り、消防活動の充実・強化に努める。

2 緊急輸送活動

(1) 海上保安署は、必要に応じ又は要請に基づき、傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送を実施できる体制の整備に努める。

(2) 市（本部事務局、消防部）は、ヘリコプター臨時離着陸場適地の管理者へ災害時における航空輸送への協力を求めておく。

3 重油等の流出物の防除活動

(1) 市の予防活動

本部事務局、消防部、農林部、城崎・竹野地域本部は、重油等が大量流出した場合に備えて、必要に応じて次のことに努める。

ア 油防除資機材の保有、管理

イ 化学消火薬剤等消火機材の整備

ウ 近隣市町の資機材の保有状況の把握

エ 市町間の応援体制の整備

オ 漁業協同組合との連携強化

(2) その他の団体の予防活動

船舶所有者等は、防除措置を実施するために必要な資機材を保有・整備するとともに、災害発生時の応急対策につき平常時から油濁防止緊急手引書を備え置く。

(3) 環境保全対策

市（本部事務局、衛生部、農林部）及び関係機関は、重油等が大量流出し、沿岸及び陸岸の環境が汚染された場合に備えて、次のことに努める。

ア 平常時の環境状況の把握

イ 環境調査体制の整備

ウ 研修等への参加（国等の実施する環境調査技術研修等）

第6節第5款 海上災害予防対策の充実

第1章 総則

第5 研修・訓練の実施

市（消防部）、関係機関及び船舶所有者等は、次の海上災害対策研修・訓練を行う。

1 防災訓練

- (1) 国等の実施する防災訓練に積極的に参加する。
- (2) 防災訓練を実施する際、海上災害を想定した訓練を盛り込むよう留意し、かつ、実践的なものとなるよう工夫する。

2 研修

- (1) 県及び関係機関が実施する海上災害防止に係る講習会に参加し、海上災害防止思想の普及に努める。
- (2) 各種研修会へ職員を参加させ、対応能力の向上を図る。

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興